

はじめに

本市では、平成19年3月に「唐津市障害者基本計画」を策定以来、ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念に基づき、基本目標を「自立と思いやりのまち・からつ」と掲げ、障がいのある人もない人も、地域の中で参画しながら安心して暮らし続けられるよう、市民同士の絆でつながった心のぬくもりを感じとれるまちづくりを目指し、これまで障がい者施策を推進してまいりました。



この間、国においては「障害者基本法」の改正に加え「障害者自立支援法」の改正による「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の施行、また、平成26年1月に批准した「障害者権利条約」を実現するため「障害者虐待の防止、障害者の援護者に対する支援等に関する法律」や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行など多くの国内法の整備を進めました。

本市では、こうした障がい者制度の改革や、障がいのある人を取り巻く環境の変化を踏まえ、計画最終年度を迎える「唐津市障害者基本計画」を見直し、今後の本市における障がい者施策の推進を図るため、平成29年度から新たな『第2次唐津市障がい者基本計画』を策定いたしました。

計画策定にあたっては、前計画の思いを継承し、基本理念を「自立と思いやりのまち・からつ」と掲げ、計画期間を平成29年度（2017年度）から平成38年度（2026年度）までの10年間とし、基本理念の実現に向けて3つの基本目標を定めております。

この計画を推進するため、市民の皆様、関係機関及び関係団体などと手を取り合い、協働して取り組んでまいりたいと存じますので、多くの皆様のより一層のご支援、ご協力を心からお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました、唐津市障がい者基本計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査等でご協力をいただきました市民の皆様、関係機関及び関係団体の皆様に心より感謝申し上げます。

平成29年3月

唐津市長 峰 達 郎

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
第1節 計画策定の背景と趣旨.....	2
第2節 計画の位置づけ.....	5
第3節 計画の期間.....	5
第4節 計画の策定体制と方法.....	6
第2章 障がいのある人を取り巻く状況.....	7
第1節 人口・世帯の状況.....	8
1 人口構成の状況.....	8
2 世帯構成の状況.....	9
第2節 障がい者手帳所持者などの状況.....	10
1 身体障がいのある人の状況.....	10
2 知的障がいのある人の状況.....	11
3 精神障がいのある人の状況.....	12
4 難病患者の状況.....	13
第3章 計画の基本的な考え方.....	15
第1節 基本理念.....	16
第2節 基本目標.....	17
第3節 施策の体系.....	18
第4章 取り組んでいく施策.....	19
第1節 権利を守っていきます.....	20
1 差別の解消および権利擁護の推進.....	20
(1) 障がいや障がいのある人に対する理解の促進.....	26
(2) 障がいを理由とする差別の解消の推進.....	26
(3) 人権や権利を擁護するための仕組みづくりの推進.....	27
2 行政サービスなどでの権利擁護のための配慮.....	27
(1) 市行政機関の事務や事業における権利擁護のための配慮.....	28
(2) 市行政機関の事務や事業におけるソフト面での配慮.....	28
(3) 市行政機関の事務や事業におけるハード面での配慮.....	28
第2節 自分らしい自立した生活を支援していきます.....	29
1 生活支援のための基盤づくり.....	29
(1) 生活を支援する情報提供の充実.....	39
(2) 生活を支援する相談支援体制の充実.....	39
(3) 生活を支援するサービスの充実.....	40
(4) 地域生活への移行支援の充実.....	40

2	保健・医療サービスの充実	41
(1)	適切な支援につなげる障がいの早期発見体制の充実	43
(2)	障がいの原因となる疾病などの予防・治療の推進	43
(3)	保健・医療サービスの充実	44
(4)	精神保健・医療施策の推進	44
(5)	難病患者などへの支援の充実	44
3	雇用と就労の充実	45
(1)	就労支援の推進	47
(2)	雇用・就労に関する総合的な相談機能の充実	48
(3)	雇用・就労機会の拡充	48
(4)	福祉的就労の場の充実	48
4	安心・安全対策の推進	48
(1)	災害時の避難行動支援体制の充実	52
(2)	災害時の多様な情報伝達の実施	52
(3)	消費者被害対策の充実	52
第3節	社会参加の機会を充実していきます	53
1	療育と教育の充実	53
(1)	乳幼児期から学校卒業後までの相談支援体制の充実	55
(2)	発達支援の充実	56
(3)	幼児期や学齢期でともに育つ場と学校教育の充実	56
(4)	学校における進路指導の充実	56
(5)	学校教育施設のバリアフリー化の推進	57
2	地域での交流やスポーツ・文化活動への参加の機会の充実	57
(1)	地域での交流の機会の充実	61
(2)	スポーツ・文化活動への参加の機会の充実	61
(3)	障がいのある人やその家族の団体の支援	62
(4)	ボランティアの育成と活動の支援	62
3	生活環境の整備	62
(1)	福祉環境整備の促進	65
(2)	住宅・住環境整備の推進	66
4	コミュニケーションの支援	66
(1)	情報提供のバリアフリー化の推進	67
(2)	コミュニケーション支援の充実	67
第5章	計画の推進のために	69
第1節	市内ならびに関係機関との連携強化	70
第2節	国や県、近隣市町との連携強化	70
第3節	さまざまな組織・団体との協働体制強化	70
第4節	広報・啓発活動の推進	70

第5節 計画の点検・評価	71
資料編	73
1 唐津市障がい者基本計画策定委員会設置要領	74
2 唐津市障がい者基本計画策定委員会委員名簿	75
3 計画策定の経緯	76
4 調査の概要	76
5 用語解説	77

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景と趣旨

国においては、平成25年に「障害者基本計画（第3次）」（平成25年度～29年度）が策定され、共生社会の実現に向けた、障がいのある人の自立と社会参加の支援などの施策の推進が図られています。

国の障害者基本計画の第2次計画（平成15年度～24年度）から第3次計画の策定までには、「発達障害者支援法」、「障害者自立支援法」、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、「バリアフリー法」という。）」の制定、「教育基本法」、「障害者基本法」の改正、障害者自立支援法を改めた「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」という。）」の制定などがなされ、障がいのある人をめぐる環境が大きく変化してきました。

このような国内法の整備を受けて、国は平成26年1月に「障害者の権利に関する条約（以下、「障害者権利条約」という。）」を批准し、その効力は同年2月19日に発生しています。

唐津市においては、「唐津市障害者基本計画」（平成19年度～28年度）により、障がい者施策を推進してきました。

第1次計画の計画期間の満了と、国の制度改正や県の施策動向をはじめとした本市の障がいのある人を取り巻く環境の変化を考慮し、「第2次唐津市障がい者基本計画」を策定し、本市における障がい者施策の一層の推進を図ります。

なお、本計画で対象とする「障がいのある人」とは、「障害者基本法」第2条の定義で規定される身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）その他の心身の機能の障がいがある人で、障がいおよび社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人です。ここでいう「社会的障壁」とは、障がいのある人にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいいます。

また、本計画では、原則として「障害」を「障がい」と表記することとします。ただし、法令・条例や制度の名称、施設・法人、団体などの固有名詞が「障害」となっている場合や、文章の流れから「障害」と表記した方が適切な場合などについては、「障害」と表記します。

【障がい者施策関連法令などの動向】

年	国の動き
平成 14 年 2002 年	●障害者基本計画(第2次)の策定
平成 15 年 2003 年	◆支援費制度の発足 ・当事者の選択と契約によるサービス利用の開始
平成 17 年 2005 年	○発達障害者支援法 施行 ・発達障がいの定義と法的な位置付けの確立 ・乳幼児期から成人期までの地域の一貫した支援の促進 ・専門家の確保と関係者の緊密な連携の確保
平成 18 年 2006 年	○障害者自立支援法 施行 ・3障がいに係る制度の一元化 ・市町村による一元的なサービス提供 ・費用負担のルール化 ・支給決定の仕組みの透明化、明確化 ・就労支援の抜本的な強化 ○バリアフリー法 施行 ・公共交通施設や建築物のバリアフリー化の推進 ・心のバリアフリーの推進 ・地域における重点的、一体的なバリアフリー化の推進 ○[改正]教育基本法 施行 ・特別支援学校の創設、特別支援教育の推進
平成 19 年 2007 年	★障害者権利条約署名
平成 21 年 2009 年	○[改正] 障害者雇用促進法 施行 ・障害者雇用納付金制度対象範囲拡大 ・短時間労働に対応し雇用率制度見直し
平成 22 年 2010 年	○[改正] 障害者自立支援法 施行 ・応能負担の原則化 ・発達障がいを対象として明示
平成 23 年 2011 年	○[改正] 障害者基本法 施行 ・目的規定および障がい者の定義の見直し ・地域社会における共生 ・差別の禁止
平成 24 年 2012 年	○[改正] 障害者自立支援法 施行 ・相談支援体制の強化 ○[改正] 児童福祉法 施行 ・障がい児施設の再編 ・放課後等デイサービスなどの創設 ○障害者虐待防止法 施行 ・虐待を発見した者に通報の義務付け ・虐待防止などの具体的な方法の制定 ・障害者権利擁護センター、障害者虐待防止センター設置の義務付け
平成 25 年 2013 年	○障害者総合支援法 施行(障害者自立支援法の改正) ・基本理念の制定 ・障がい者の範囲見直し(難病などを追加) ○障害者優先調達推進法 施行 ・国などに障がい者就労施設などから優先的な物品調達の義務付け ◆障害者雇用率引き上げ ・民間企業 2.0%、国や地方公共団体など 2.3%、都道府県などの教育委員会 2.2%へ ●障害者基本計画(第3次)の策定
平成 26 年 2014 年	★障害者権利条約批准
平成 28 年 2016 年	○障害者差別解消法 施行 ・障がいを理由とする不当な差別的取り扱いや合理的配慮不提供の禁止 ○[改正]障害者雇用促進法 施行 ・障がい者に対する差別の禁止 ・合理的配慮の提供義務 ・苦情処理、紛争解決の援助 ○[改正]発達障害者支援法 施行 ・乳幼児期から高齢期まで切れ目のない支援 ・就労機会確保に加え定着を支援

★：条約関係 ○：法令関係 ●：計画関係 ◆：施策関係 ・：内容の説明

【佐賀県の動向】

年	佐賀県の動き
平成6年 1994年	●佐賀県障害者施策に関する新長期行動計画の策定
平成10年 1998年	●佐賀県障害者プランの策定
平成16年 2004年	●佐賀県新障害者プランの策定
平成18年 2006年	●第1期佐賀県障害福祉計画の策定
平成21年 2009年	●第2期佐賀県障害福祉計画の策定
平成24年 2012年	●第3期佐賀県障害福祉計画の策定
平成26年 2014年	●第3次佐賀県障害者プランの策定
平成27年 2015年	●第4期佐賀県障害福祉計画の策定

【唐津市の動向】

年	唐津市の動き
平成19年 2007年	●唐津市障害者基本計画の策定
平成19年 2007年	●第1期からつ自立支援プランの策定
平成21年 2009年	●第2期からつ自立支援プランの策定 ◆「障害者福祉会館あり方検討委員会」の設置・諮問
平成23年 2011年	◆「障害者福祉会館あり方検討委員会」からの答申
平成24年 2012年	●第3期からつ自立支援プランの策定
平成27年 2015年	●第4期からつ自立支援プランの策定 ◆唐津市障がい者支援センター（りんく）の開設

<計画の期間>

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
基本法に基づく 国の計画	第2次障害者基本計画										第3次障害者基本計画			
基本法に基づく 県の計画	第2次佐賀県障害者プラン（佐賀県新障害者プラン）										第3次障害者プラン			
支援法に基づく 県の計画				第1期佐賀県障害福祉計画	第2期佐賀県障害福祉計画			第3期佐賀県障害福祉計画			第4期佐賀県障害福祉計画			
基本法に基づく 市の計画				唐津市障害者基本計画										
支援法に基づく 市の計画				第1期からつ自立支援プラン	第2期からつ自立支援プラン			第3期からつ自立支援プラン			第4期からつ自立支援プラン			

基本法：障害者基本法

支援法：障害者自立支援法（平成18年度～）、障害者総合支援法（平成25年度～）

第2節 計画の位置づけ

本計画は、「障害者基本法」第11条第3項に定める「市町村障害者計画」です。本計画では、障がいのある人の自立および社会参加の支援などについての施策の基本理念と基本目標を定めるとともに、求められる各施策の基本的な事項を示します。

本計画は、国の「障害者基本計画（第3次）」（平成25年度～29年度）や「第3次佐賀県障害者プラン」（平成26年度～30年度）、また、唐津市における上位計画である「第2次唐津市総合計画」と矛盾がないようにしながら、「からつ自立支援プラン」や「唐津市地域福祉計画」をはじめとする保健福祉関連の計画や、人権や教育、まちづくり、防災などの関連分野の計画などとも連携しながら推進するものとします。

「からつ自立支援プラン」は、障害者総合支援法第 88 条に基づく「障害福祉計画」で、障がい福祉サービスなどの確保に関する実施計画であるのに対し、本計画は、障がいのある人のための施策全般に関する基本的な事項を定めた計画で、唐津市における障がい者施策の推進のための行動指針となります。

第3節 計画の期間

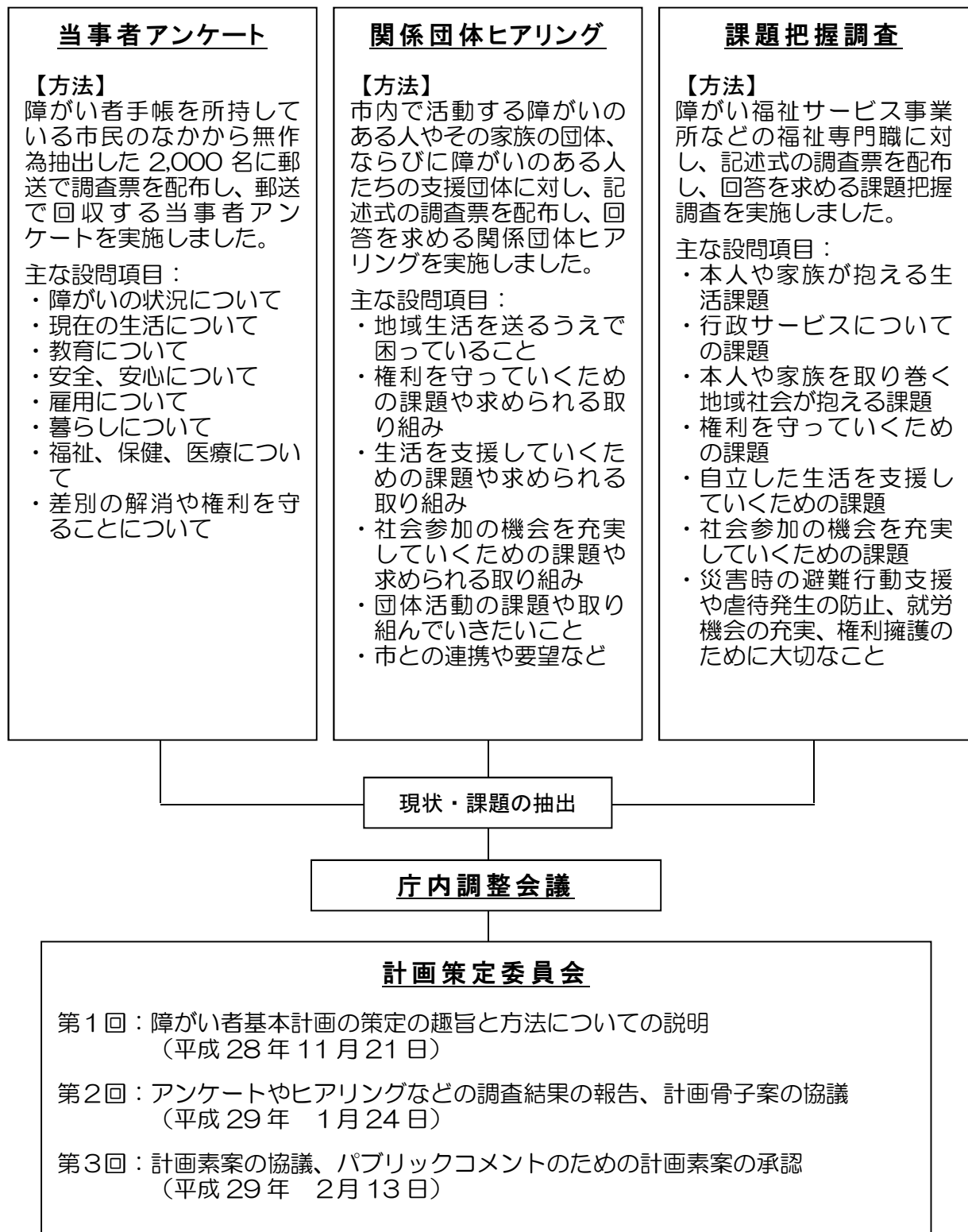
本計画の期間は、平成 29 年度から平成 38 年度までの 10 年間とします。

ただし、社会状況の変化や法制度の改正など、また、関連計画などと矛盾がないようにするため、必要に応じて見直しを行います。

＜計画の期間＞

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度	平成 37 年度	平成 38 年度
第2次唐津市障がい者基本計画											
第4期からつ自立支援プラン											
		見直し	第5期からつ自立支援プラン								
				見直し	第6期からつ自立支援プラン						
							見直し	第7期からつ自立支援プラン			

第4節 計画の策定体制と方法



第2章 障がいのある人を取り巻く状況

第1節 人口・世帯の状況

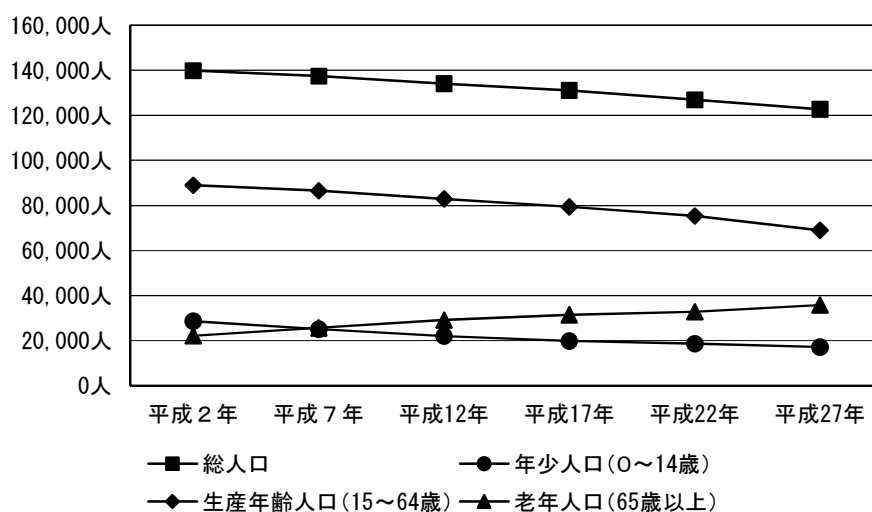
1 人口構成の状況

唐津市の総人口は減少傾向にあり、平成2年の139,888人（旧9市町村人口の合計）から平成27年には122,785人となり、25年間で17,103人減少しました。

年少人口（0～14歳）は、平成2年の28,678人から平成27年には17,235人となりました。総人口に占める割合でみると、平成2年に20.5%であったものが、平成27年には14.0%となり、減少傾向となりました。生産年齢人口（15～64歳）は、平成2年の89,052人から平成27年には69,052人となりました。総人口に占める割合でみると、平成2年に63.7%であったものが、平成27年には56.2%となり、減少傾向となりました。老年人口（65歳以上）は、平成2年の22,110人から平成27年の35,842人となりました。総人口に占める割合、いわゆる高齢化率は、平成2年には15.8%であったものが、平成27年には29.2%となり、一貫して増加傾向となりました。

唐津市では、団塊の世代が65歳以上となったことに伴い、高齢化が急速に進行しています。また、子どもを産み育てる世代の人口減少もあり、少子化も進行しています。

＜年齢3区分別人口構成の推移＞



単位：人

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口	139,888 100%	137,436 100%	134,144 100%	131,116 100%	126,926 100%	122,785 100%
年少人口 (0歳～14歳)	28,678 20.5%	25,089 18.3%	21,986 16.4%	19,891 15.2%	18,612 14.7%	17,235 14.0%
生産年齢人口 (15歳～64歳)	89,052 63.7%	86,612 63.0%	82,922 61.8%	79,478 60.6%	75,322 59.3%	69,052 56.2%
老年人口 (65歳以上)	22,110 15.8%	25,732 18.7%	29,226 21.8%	31,550 24.1%	32,829 25.9%	35,842 29.2%

※総人口は年齢不詳を含む

資料：国勢調査

2 世帯構成の状況

唐津市の一般世帯総数は、平成2年の40,130世帯（旧9市町村一般世帯数の合計）から平成27年の43,712世帯となり、25年間で3,582世帯増加しました。

核家族世帯（夫婦のみ、夫婦とその未婚の子、父親または母親とその未婚の子のいずれかからなる世帯）の一般世帯総数に占める割合は、ほとんど変化がありませんでした。核家族世帯のうち、高齢者夫婦のみの世帯（夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯）の割合に注目すると、平成2年に10.6%であったものが、平成27年には20.7%となりました。

単独世帯（ひとり暮らしの世帯）をみると、平成2年の6,691世帯から平成27年には11,465世帯となり、25年間で4,774世帯増加しました。単独世帯のうち、高齢者のひとり暮らし世帯の割合に注目すると、平成2年に35.9%であったものが、平成27年には47.8%となりました。

高齢者のみの世帯が急速に増加している様子がうかがえます。

<世帯構成の推移>

単位：世帯

	一般世帯 総数	核家族 世帯数	高齢者 夫婦のみ	単独 世帯数	
					高齢者 ひとり暮らし
平成2年	40,130	21,605	2,297	6,691	2,400
	100.0%	53.8%	5.7%	16.7%	6.0%
		100.0%	10.6%	100.0%	35.9%
平成7年	41,616	22,205	3,028	7,973	3,016
	100.0%	53.4%	7.3%	19.2%	7.2%
		100.0%	13.6%	100.0%	37.8%
平成12年	42,362	22,748	3,669	8,739	3,660
	100.0%	53.7%	8.7%	20.6%	8.6%
		100.0%	16.1%	100.0%	41.9%
平成17年	43,119	23,377	4,055	9,525	4,142
	100.0%	54.2%	9.4%	22.1%	9.6%
		100.0%	17.3%	100.0%	43.5%
平成22年	43,527	23,664	4,436	10,365	4,514
	100.0%	54.4%	10.2%	23.8%	10.4%
		100.0%	18.7%	100.0%	43.6%
平成27年	43,712	23,715	4,906	11,465	5,484
	100.0%	54.3%	11.2%	26.2%	12.5%
		100.0%	20.7%	100.0%	47.8%

資料：国勢調査

第2節 障がい者手帳所持者などの状況

1 身体障がいのある人の状況

身体障害者手帳の所持者数は、平成24年の6,868人と平成28年の6,740人を比較すると128人減少しました。

年代別でみると、身体障害者手帳所持者の多くが65歳以上で、平成28年では、65歳以上の身体障害者手帳所持者が4,837人で、全体の71.8%を占めました。障がい程度別でみると、最重度である身体障害者手帳1級が最も多く、次いで4級が続きました。平成28年では、身体障害者手帳1級の所持者と2級の所持者を合わせると2,792人で、全体の41.4%を占め、重度の身体障害者手帳所持者が半数近くとなりました。障がい種別でみると、肢体不自由のある人が最も多く、平成28年では3,859人で、全体の57.3%を占めました。

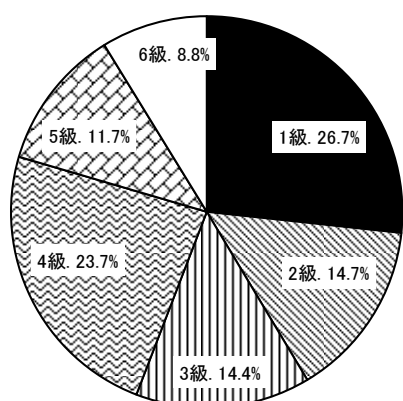
＜身体障害者手帳所持者数の推移＞

単位：人

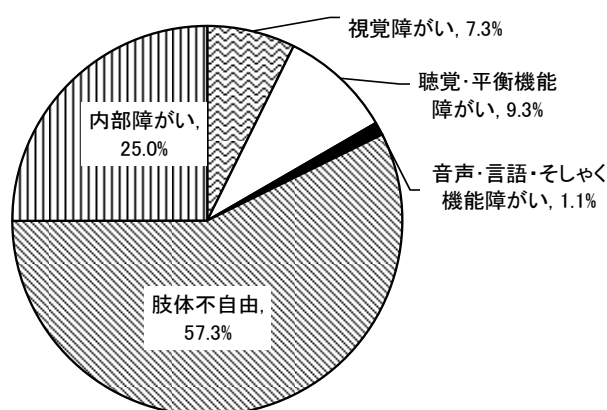
区 分		平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
合 計		6,868	6,585	6,859	6,876	6,740
年 代 別	18 歳未満	106	109	107	101	106
	18 歳～64 歳	1,971	1,891	1,909	1,843	1,797
	65 歳以上	4,791	4,585	4,843	4,932	4,837
障 が い 程 度 別	1 級	1,902	1,784	1,850	1,839	1,800
	2 級	1,137	1,069	1,063	1,038	992
	3 級	984	948	999	1,005	973
	4 級	1,502	1,475	1,567	1,587	1,596
	5 級	759	733	774	794	788
	6 級	584	576	606	613	591
障 が い 種 別	視覚障がい	558	521	551	528	493
	聴覚・平衡機能障がい	623	609	637	651	627
	音声・言語・そしゃく機能障がい	66	65	65	67	74
	肢体不自由	3,964	3,809	3,979	3,979	3,859
	内部障がい	1,657	1,581	1,627	1,651	1,687

資料：障がい者支援課（各年3月31日現在）

＜障がい程度別の割合（平成 28 年）＞



＜障がい種別の割合（平成 28 年）＞



2 知的障がいのある人の状況

療育手帳の所持者数は、平成 24 年の 1,095 人と平成 28 年の 1,235 人を比較すると 140 人増えました。

年代別でみると、療育手帳所持者の多くが 18 歳～64 歳で、平成 28 年では、18 歳～64 歳の療育手帳所持者が 840 人で、全体の 68.0%を占めました。障がい程度別でみると、重度である療育手帳 A の所持者のほうが、中・軽度の B よりも少なく、平成 28 年では、療育手帳 A の所持者が 453 人で、全体の 36.7%を占めました。

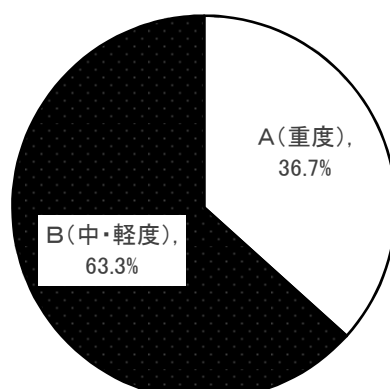
＜療育手帳所持者数の推移＞

単位：人

区 分		平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
合 計		1,095	1,142	1,205	1,238	1,235
年代別	18 歳未満	192	195	217	234	245
	18 歳～64 歳	758	795	828	836	840
	65 歳以上	145	152	160	168	150
障がい程度別	A(重度)	433	447	460	468	453
	B(中・軽度)	662	695	745	770	782

資料：障がい者支援課（各年 3 月 31 日現在）

＜障がい程度別の割合（平成 28 年）＞



3 精神障がいのある人の状況

精神障害者保健福祉手帳の所持者は、平成 24 年の 524 人と平成 28 年の 627 人を比較すると 103 人増えました。

年代別でみると、精神障害者保健福祉手帳所持者の多くが 18 歳～64 歳で、平成 28 年では、18 歳～64 歳の精神障害者保健福祉手帳所持者が 428 人で、全体の 68.3%を占めました。障がい程度別でみると、精神障害者保健福祉手帳所持者の大半が 2 級で、平成 28 年では、精神障害者保健福祉手帳 2 級の所持者が 430 人で、全体の 68.6%を占めました。

また、自立支援医療（精神通院医療）の受給者は、平成 24 年の 1,349 人と平成 28 年の 1,650 人を比較すると 301 人増えました。

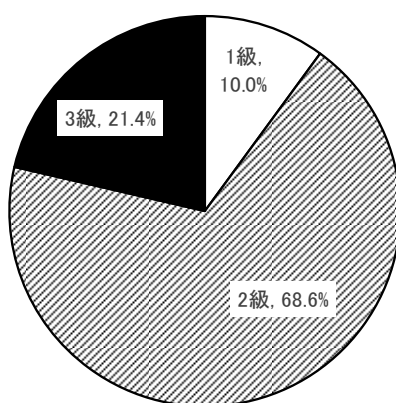
<精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移>

単位：人

区 分		平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
合 計		524	545	571	575	627
年代別	18 歳未満	7	17	22	21	14
	18 歳～64 歳	380	392	393	392	428
	65 歳以上	137	136	156	162	185
障がい 程度別	1 級	50	59	57	57	63
	2 級	383	384	402	404	430
	3 級	91	102	112	114	134

資料：障がい者支援課（各年 3 月 31 日現在）

<障がい程度別の割合（平成 28 年）>



<自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移>

単位：人

区 分	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
自立支援医療（精神通院医療）受給者数	1,349	1,423	1,480	1,534	1,650

資料：障がい者支援課（各年 3 月 31 日現在）

4 難病患者の状況

「難病」とは、「難病の患者に対する医療等に関する法律」により「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」をいいます。たとえば、パーキンソン病や筋萎縮性側索硬化症（ALS）などが難病に該当します。

難病のうち、平成 26 年 12 月までは、130 の疾患が国の難治性疾患克服研究事業の対象となっており、そのうち、56 の疾患が医療費助成制度の対象となっていました。また、子どもの慢性疾患のうち、治療期間が長く、医療費負担が高額となる小児がんなどの特定の疾患については、514 疾患（11 疾患群）が医療費助成制度の対象となっていました。

平成 27 年 1 月 1 日からは、「難病の患者に対する医療等に関する法律」と「改正児童福祉法」の施行により、新しい医療費助成制度が開始され、対象の疾病の拡大が図られました。平成 27 年 7 月 1 日現在、医療費助成制度の対象となる指定難病は 306 疾病（平成 29 年 4 月から 24 疾病追加され 330 疾病）、小児慢性特定疾病は 704 疾病となりました。

本市での特定医療費（指定難病）受給者証の所持者は、平成 28 年には 878 人となり、また、小児慢性特定疾病医療受給者証の所持者は、平成 28 年には 142 人となりました。

＜特定医療費（指定難病）受給者証所持者数などの推移＞

単位：人

区 分	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
特定医療費(指定難病)受給者証所持者数	732	761	776	804	878
小児慢性特定疾病医療受給者証所持者数	123	131	128	132	142

資料提供：佐賀県（各年 3 月 31 日現在）

平成 27 年以降のデータは新しい医療費助成制度に基づく人数

第3章 計画の基本的な考え方

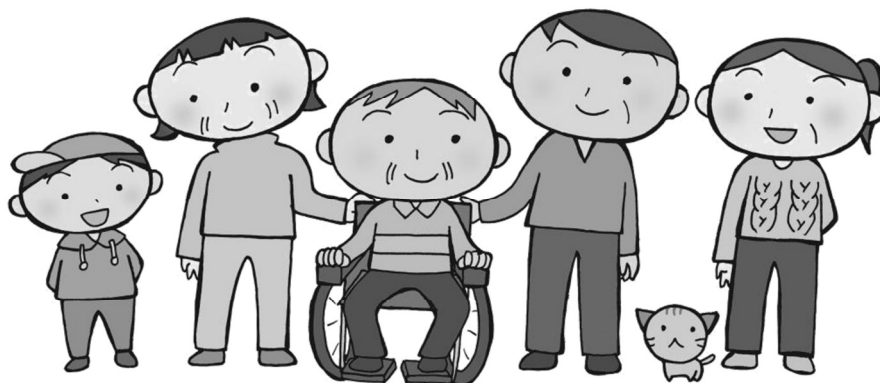
第1節 基本理念

本市では、平成18年度に策定した「唐津市障害者基本計画～からつ 絆 プラン～」のなかで、「障害の有無を問わず市民の一人ひとりが互いを認めあい、互いを支えあっていくことが重要であり、『共生』の価値観のもとに、障害のある人は自立した暮らしを求め、そして障害のない人はそれを受け入れ“さりげなく”支えていくような新しいまちづくりに向け、『価値共有』することが何よりも重要」とした上で、「一人ひとりが唐津市民として対等に接し、互いの絆を実感できるようなまちづくり」をめざすこととし、

自立と思いやりのまち・からつ

を掲げました。

本計画においても、この思いを継承し、障がいのある人もない人も、地域においてともに参画しながら安心して暮らし続けられるよう、市民同士の絆でつながった心のぬくもりを感じ取れるまちづくりをめざすものとします。



第2節 基本目標

基本理念の実現に向けた本計画の基本目標として、以下の3つの目標を設定します。

権利を守っていきます

すべての住民が、障がいがあってもなくても分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、一人ひとりが個人として大切にされ、さらに、障がいのある人が、行政サービスなどでの権利を円滑に行使するため、適切な配慮を受けることができるよう、障がいのある人たちの権利を守っていきます。

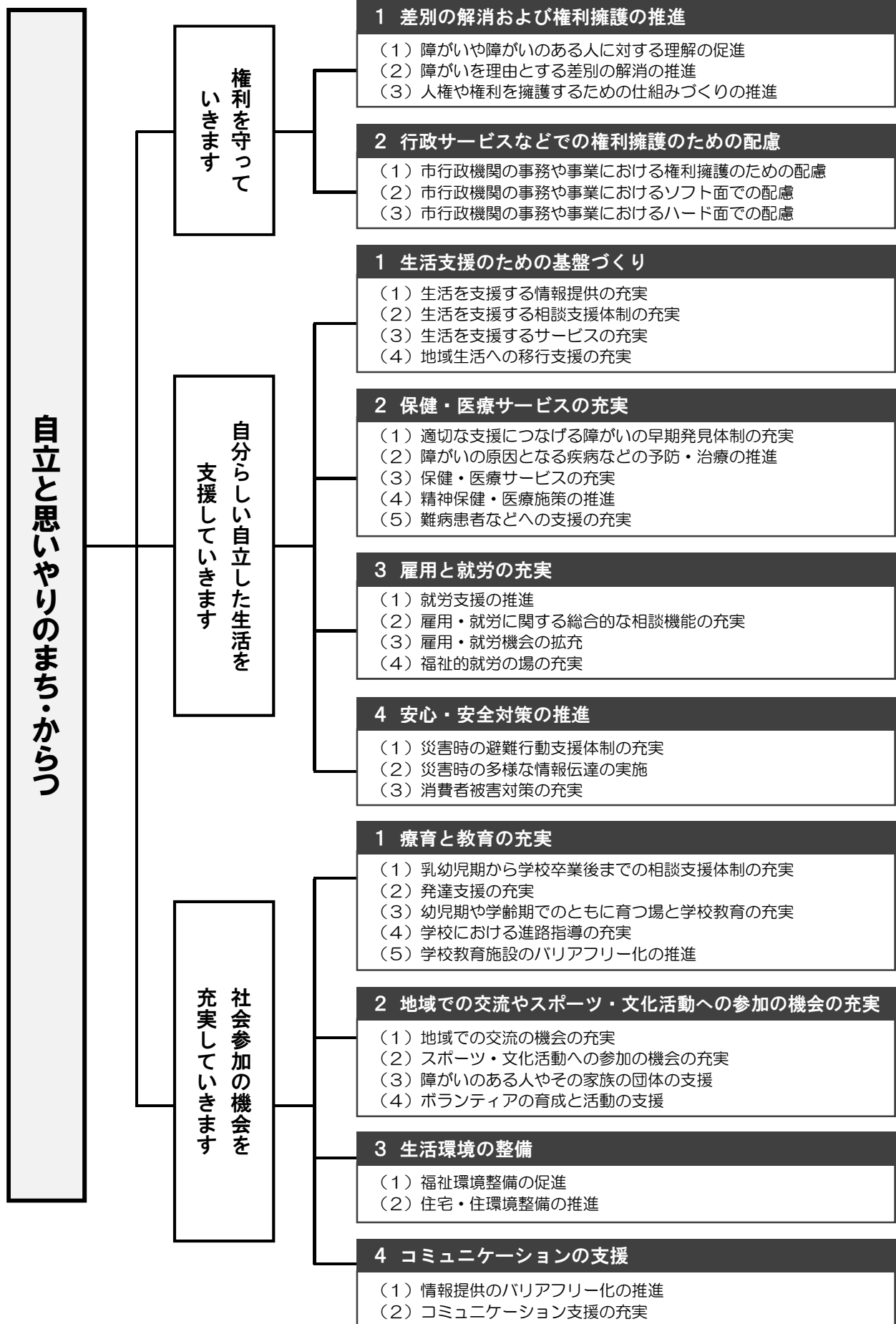
自分らしい自立した生活を支援していきます

障がいのある人の生活支援のため、障がい福祉サービス事業所などと連携しながら基盤づくりをすすめ、また、保健や医療の面について安心感が持て、仲間とともに働き、活動し、さらに、災害時などにも強い不安を感じることなく、安全に安心して生活することができるよう、障がいのある人たちの自分らしい自立した生活を支援していきます。

社会参加の機会を充実していきます

適切な療育と教育の場や機会、地域での交流の機会、スポーツ・文化活動への参加の機会を充実させるとともに、ユニバーサルデザインを促進するため、バリアフリー化を行うなど、生活や活動の場が、障がいのある人にとって配慮された環境整備を行い、さらに、情報を手に入れたり、伝えたりすることを、より簡単で便利にしていくことで、障がいのある人たちの社会参加の機会を充実していきます。

第3節 施策の体系



第4章 取り組んでいく施策

第1節 権利を守っていきます

1 差別の解消および権利擁護の推進

■現状と課題

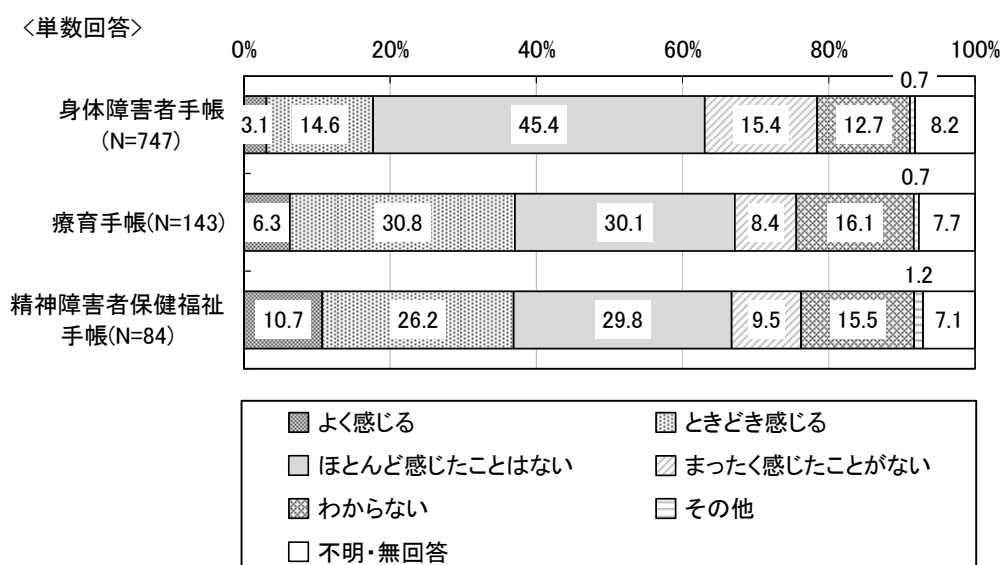
○障がいのある人に対する差別や偏見がまだまだ根強い

当事者アンケートでは、日常生活において、差別や偏見を感じたり、疎外感があるかどうかたずねたところ、精神障害者保健福祉手帳の所持者では「よく感じる」と回答した人が他と比較してやや高くなっていました。また、身体障害者手帳の所持者では「ほとんど感じたことはない」「まったく感じたことがない」を合わせた『感じたことがない』と回答した人が約6割を占めていました。

また、『感じる』と回答した人たちが挙げた場面として、「街角での人の視線」が最も高く、次いで「人間関係」、さらに「地域の行事や集まり」が続いていました。

日ごろの生活のなかで、障がいのある人への配慮がなされている、または、なされていない（差別がある）と感じるかたずねたところ、いずれの手帳所持者においても「一定の配慮はなされていると思う」と「どちらかといえば配慮がなされていると思う」を合わせた『配慮はなされていると思う』の割合が高くなっていました。一方、療育手帳の所持者では「どちらかといえば配慮がなされていないと思う」と「ほとんど配慮がなされていないと思う」を合わせた『配慮がなされていないと思う』の割合が、他と比較してやや高くなっていました。

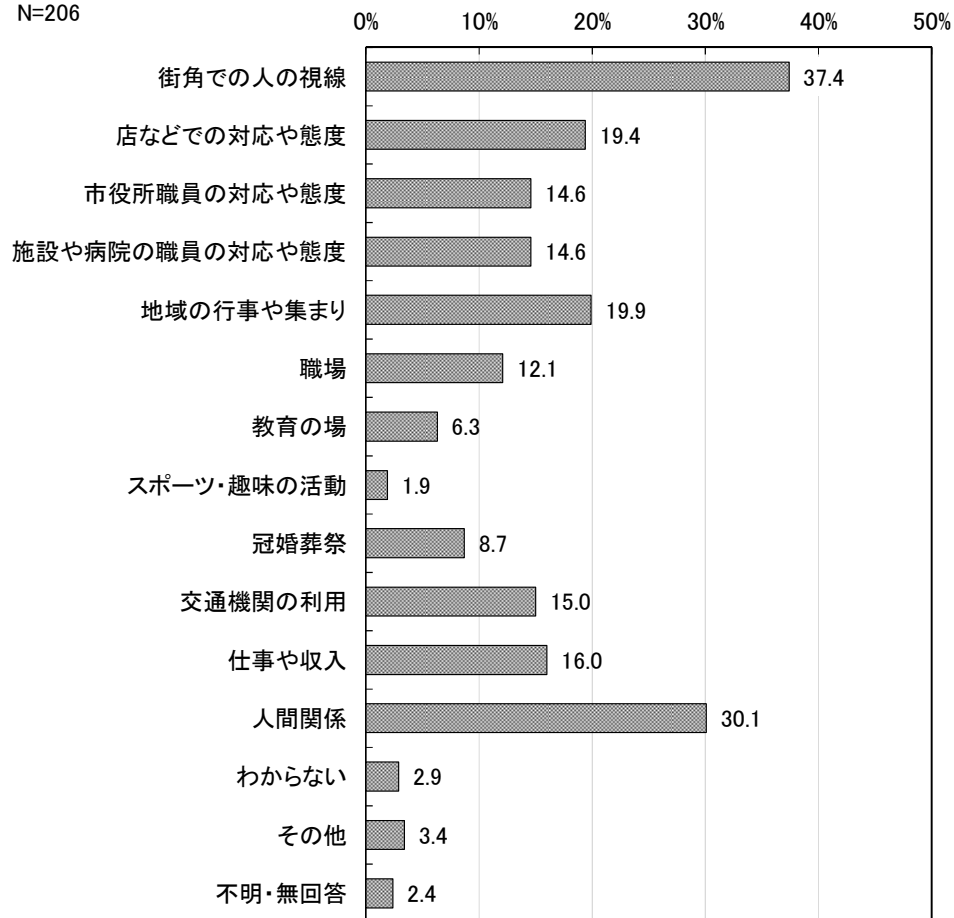
＜日常生活において、差別や偏見を感じたり、疎外感があるかどうかについて＞



<日常生活において、差別や偏見を感じたり、疎外感がある場面について>

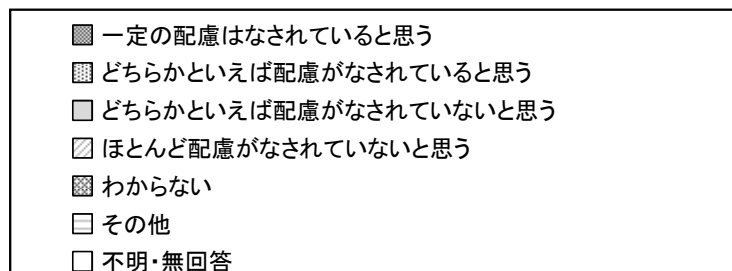
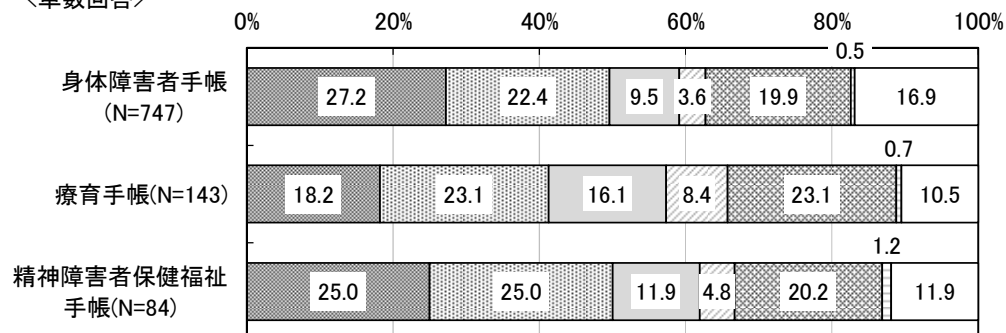
<複数回答>

N=206



<日ごろの生活のなかで、障がいのある人への配慮がなされているかについて>

<単数回答>



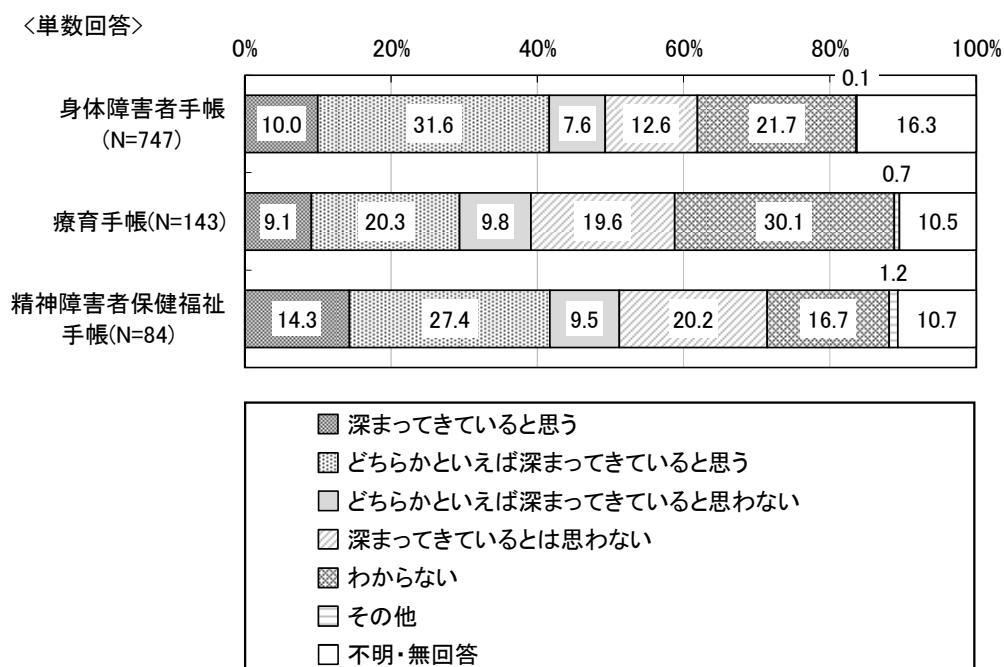
課題把握調査では、「一般の人から見て、障がいのある人や障がいのある子どもは、どのような行動に出るかが理解できず、怖がっているのが現状。地域の人々の理解と協力が必要だと思う」や、「送迎車の名が入っていないほうがよい、家の前までは来てほしくないなど、利用を隠さないといけないような環境がある。外出や旅行などにおいて、申し訳なさそうにしている。周りの人の理解が早くすすんで欲しいと思う」、「家族に障がいのある人がいることを地域に知られたくない場合がある。さまざまな障がいについての情報はあがるが、地域のいろんな人たちまでの理解はまだまだいたっていない」などの意見がありました。

障がいのある人に対する差別や偏見がまだまだ根強い様子がうかがえます。さらに、差別や偏見を感じたり、疎外感について、障がいの種別によって差が生じているようです。

○障がいや障がいのある人についての理解を深めるための取り組みが大事だ

当事者アンケートでは、「障がい」や「障がいのある人」に対する理解が深まってきていると思うかたずねたところ、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者では「深まってきていると思う」と「どちらかといえば深まってきていると思う」を合わせた『深まってきていると思う』の割合が高く、4割を超えていました。また、療育手帳の所持者では『深まってきている』の割合が他と比較して低くなっていました。

<「障がい」や「障がいのある人」に対する理解の深まりについて>



関係団体ヒアリングでは、「耳が不自由な人とのコミュニケーション手段は手話だけではない。筆談で会話をする人もいる。筆談をお願いすると面倒な顔をされる。避けられる。耳の不自由な人は見た目ではわからない、聞こえてないとも言えない人たちの権利を守ること

はボランティアだけでは出来ない。当事者を理解する取り組みをして欲しい」との意見がありました。

課題把握調査では、「障がいがある、なしにかかわらず一緒に過ごせる場や機会をつくっていくことが大切だ」などの意見とともに、「地域の大人たちや子どもたちが、障がいや障がいのある人のことについて、きちんと知識を身につけることが大事だ」、「『こんなことで困ったときどうするか』など具体的な対応の仕方を紹介するなど、障がい特性や対応の仕方を学ぶ機会をつくっていくことが大事だ」といった意見がありました。

障がいのある人の権利を守っていくために、障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための場や機会の充実を図っていくことが求められています。

○障がいや障がいのある人への理解を深めるためにはさまざまな交流や学校における福祉教育が大事だ

課題把握調査では、「小さい頃や小中高校での教育が大切だ。子どもの頃から、ともに学び、かわり合う経験が差別を解消していくための理解につながっていくと思う」や「障がいのある人に対する意識の問題について、小さい頃から交流することの必要性を感じる。教育の一環として、地域に点在する障がい者支援施設を活用してほしい」などの意見がありました。

障がいや障がいのある人への理解を深めるためには、交流会の開催や学校における福祉教育が大事です。

○虐待を防止していくための取り組みをすすめていくことが大事だ

課題把握調査では、「虐待を目撃したら相談窓口に通報したり、報告、連絡、相談をしやすい環境づくりをすすめていくことが大事だ」との意見とともに、「障がいのある人の家族の悩みなどを相談できる人が増えれば、ストレスや悩みの解決につながり、虐待を食い止めることができるのではないか」や「家族の精神的負担を軽減するための取り組み、たとえば、同じ境遇の人たちが集まり意見交換ができる場を設けることが大事だ」などと指摘する意見がありました。

また、「家族がリフレッシュできる場の確保や、デイサービスやショートステイなどを利用し、家族の負担を少しでも軽減してもらうことも大事だ」や「障がい福祉サービスなどの利用を推進し、第三者が関わる機会を増やしていくことが虐待を防止していくために大事なことで」などの意見がありました。

障がいのある人に対する虐待は重大な人権侵害であるとの認識から、その防止のための取り組みをすすめていくことが大事です。

○障がいのある人の権利を守っていくための制度の周知と利用の促進が大事だ

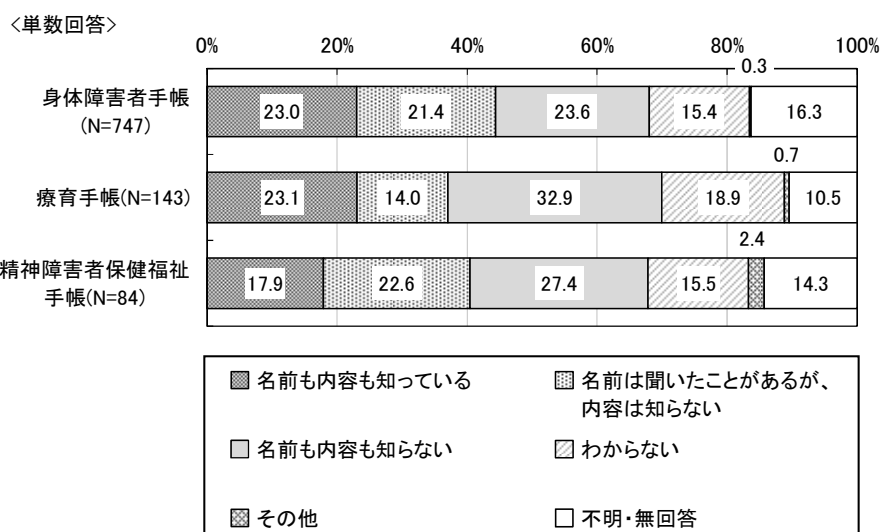
当事者アンケートでは、成年後見制度についての周知度について、いずれの手帳所持者においても「名前も内容も知らない」の割合が高くなっていました。また、精神障害者保健福祉手帳の所持者では「名前も内容も知っている」の割合が他と比較してやや低くなっていました。

成年後見制度の利用意向をみると、療育手帳、もしくは精神障害者保健福祉手帳の所持者では「将来、必要があれば利用したい」の割合が高くなっていました。一方、身体障害者手帳の所持者では「利用したいとは思わない」の割合が他と比較してやや高くなっていました。

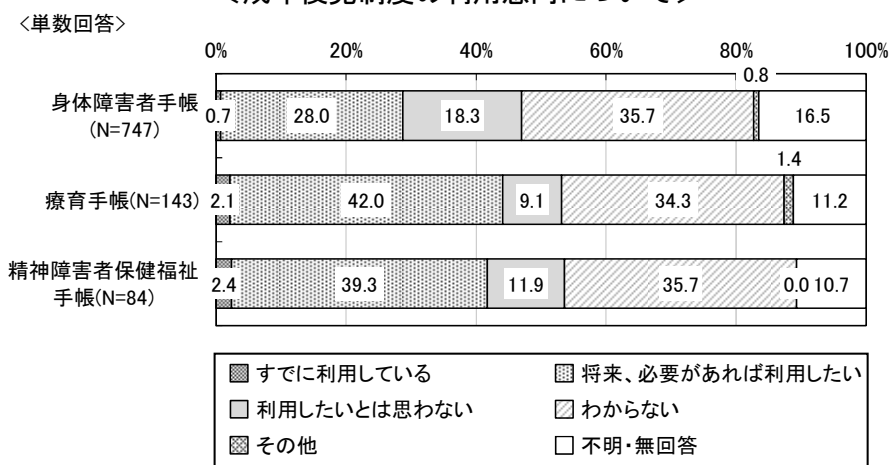
日常生活自立支援事業の周知度については、いずれの手帳所持者においても「名前も内容も知らない」の割合が高くなっていました。また、精神障害者保健福祉手帳の所持者では「名前も内容も知っている」の割合が他と比較してやや高くなっていました。

日常生活自立支援事業の利用意向をみると、いずれの手帳所持者においても「将来、必要があれば利用したい」の割合が高くなっていました。また、精神障害者保健福祉手帳の所持者では「すでに利用している」の割合が他と比較してやや高くなっていましたが、一方で「利用したいとは思わない」の割合も他と比較して高くなっていました。

<成年後見制度の周知度について>

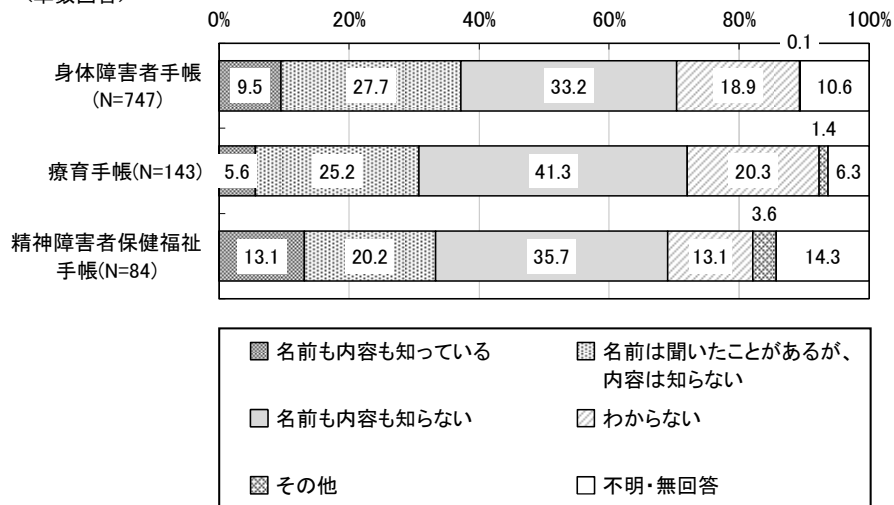


<成年後見制度の利用意向について>



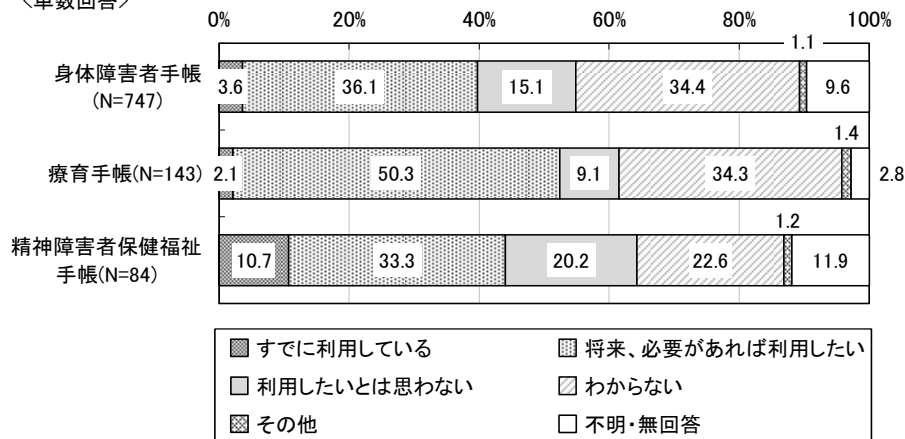
<日常生活自立支援事業の周知度について>

<単数回答>



<日常生活自立支援事業の利用意向について>

<単数回答>



関係団体ヒアリングでは、『親亡き後』に向けて、適正利用料金で『成年後見制度』が気軽に利用できるように、『市民後見人養成講座』を開講し、養成をしてほしい』との意見がありました。

成年後見制度や日常生活自立支援事業など、障がいのある人の権利を守っていくための制度について、周知を図っていくとともに、その利用を促進していくことが大切です。

施策の方向性

◇ すべての住民が、障がいがあってもなくても分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、一人ひとりが個人として大切にされる「共生社会」の実現をめざします。そのために唐津市では、

- ① 障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための取り組みをすすめます
- ② 障がいを理由とする差別の解消をすすめます
- ③ 障がいのある人の権利擁護のための取り組みをすすめます

具体的な施策

(1) 障がいや障がいのある人に対する理解の促進

取り組み内容	所管課
住民や事業者などが、障がいや障がいのある人に対する正しい理解と認識を深めることができるよう、「障害者週間」や「人権週間」などにおける人権教育、啓発活動の推進や、障がいのある人やその家族の団体による市民への啓発活動を支援するとともに、市報や市ホームページ、啓発パンフレットなど、多様な広報・情報媒体を積極的に活用します。	障がい者支援課 市政広報課
障がいや障がい福祉に関する住民や事業者などの理解を深めるための講演会や交流会などを実施します。	障がい者支援課
児童・生徒が幼少の頃から、障がいや障がいのある人に対する正しい理解と知識を深めることができるよう、幼児教育や学校教育において、人権教育や福祉教育をすすめます。	学校教育課

(2) 障がいを理由とする差別の解消の推進

取り組み内容	所管課
障害者差別解消法について、法の趣旨・目的などに関する効果的な広報啓発活動、相談・紛争解決体制などの整備に取り組むとともに、障がいを理由とする差別の解消の推進に取り組みます。	障がい者支援課
障害者雇用促進法に基づき、障がいの有無にかかわらず、均等な機会や待遇の確保、さらに、障がいのある人の有する能力が有効に発揮できるための取り組みを促進します。	障がい者支援課

(3)人権や権利を擁護するための仕組みづくりの推進

取り組み内容	所管課
障がいのある人の人権や権利擁護を推進するため、関係機関や団体と連携しながら、人権相談や法律相談などの相談体制の充実を図ります。	障がい者支援課 人権・同和対策課
障がいのある人への虐待の相談窓口となる唐津市障がい者相談支援センターの機能を強化し、相談体制などの充実を図りながら、障がいのある人への虐待の防止や早期発見などをすすめます。	障がい者支援課
関係機関などと連携しながら、障がいのある人の人権や権利を擁護する成年後見制度の普及啓発と利用促進を図ります。	障がい者支援課
判断能力が十分でないため適切な福祉サービスを利用することが困難な障がいのある人に対して、福祉サービスの適切な選択と利用、日常的な金銭管理などを支援するため、関係機関と連携して日常生活自立支援事業の普及啓発と利用促進を図ります。	障がい者支援課 (社会福祉協議会)
福祉サービス利用者などからの苦情について、関係機関と連携し、適切に対応しながら、福祉サービス利用者などの権利擁護および福祉サービスの向上に努めます。	障がい者支援課

2 行政サービスなどでの権利擁護のための配慮

■現状と課題

○権利の行使のために行政サービスをきちんと利用できるていねいな対応が大事だ

課題把握調査では、「窓口相談に行くのもハードルが高かったりする。ひとつの窓口ですべての行政サービスの受付ができ、各部門の担当が来て事務処理を行ってくれるととても分かりやすい」などの意見がありました。

障がいのある人が、権利を行使していくために行政サービスをきちんと利用できるよう、市行政機関の窓口などでのていねいな対応を心がけていくことが求められています。

施策の方向性

◇ 障がいのある人が行政サービスなどでの権利を円滑に行使するため、適切な配慮を受けることができる「共生社会」の実現をめざします。そのために唐津市では、

- ① 市行政機関における事務や事業のなかで存在する社会的障壁を除去します
- ② 行政サービスを利用する権利が円滑に行使できるように社会環境を整えます

具体的な施策

(1)市行政機関の事務や事業における権利擁護のための配慮

取り組み内容	所管課
市職員などに対し、障がいや障がいのある人についての理解を深めるため、必要な研修を実施し、障がいのある人への配慮の徹底を図ります。	職員課
市行政機関における事務や事業の実施にあたっては、障害者差別解消法に基づき、障がいのある人が必要とする社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を行います。	全課

(2)市行政機関の事務や事業におけるソフト面での配慮

取り組み内容	所管課
市行政機関の窓口では、筆談などでの意志疎通を図ったり、手話通訳者が支援するテレビ電話を設置するなど、コミュニケーション支援に配慮した取り組みをすすめます。	全課
障がいのある人へ伝える案内文書や広報などについては、障がいの特性に応じて、ファックスや電子メールなどの電子媒体、録音媒体、点訳された媒体などを活用するとともに、市のホームページについては、文字拡大機能や背景色変更機能などを強化しながら、わかりやすい情報提供をすすめます。	全課

(3)市行政機関の事務や事業におけるハード面での配慮

取り組み内容	所管課
市行政機関の施設などでは、相談・申請のための窓口やトイレ、会議室などへ円滑に移動できるよう、合理的配慮としてバリアフリー化をすすめます。	施設管理所管課 障がい者支援課

第2節 自分らしい自立した生活を支援していきます

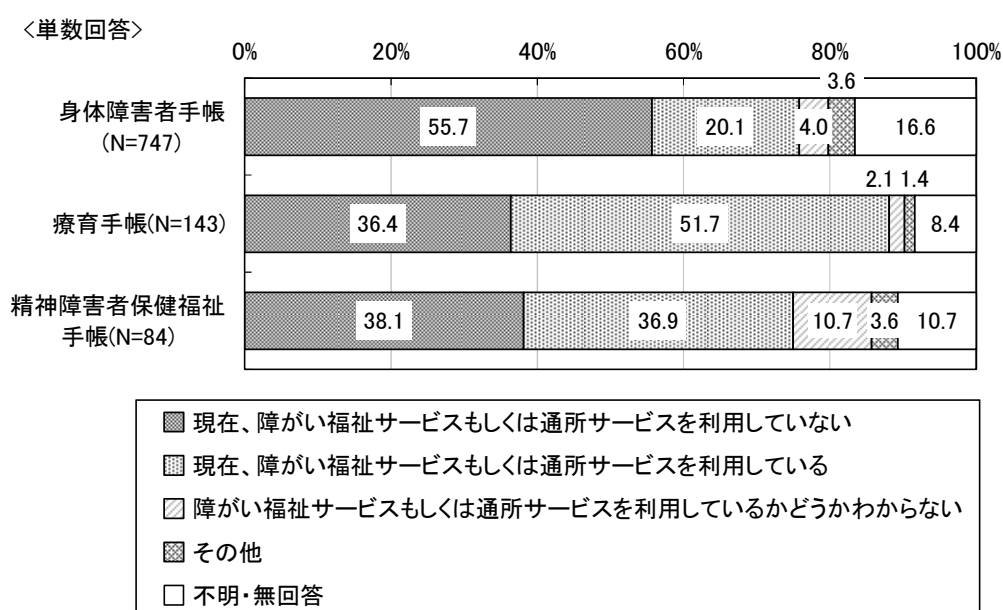
1 生活支援のための基盤づくり

■現状と課題

○地域生活を支援していくため、福祉サービスの量や質を充実させていくことが大事だ

当事者アンケートにおいて、障がい福祉サービスの利用状況についてたずねたところ、療育手帳の所持者では「現在、障がい福祉サービスもしくは通所サービスを利用している」の割合が、身体障害者手帳の所持者では「現在、障がい福祉サービスもしくは通所サービスを利用していない」の割合が他と比較して高くなっていました。

＜障がい福祉サービスの利用状況について＞



関係団体ヒアリングでは、「視覚障害者の同行援護サービスの不意の利用が使いづらい」や「知的障がいのある人向けのショートステイの定員、事業所が少なく、利用がなかなかできない」との意見がありました。

課題把握調査では、「施設が少ない。障がい福祉分野だけでもさまざまな施設があり、その人にあったサービスを提供するために、施設の数も種類も足りていない」や「施設やサービスが少ないため、地域で暮らしている障がいのある人の、その人らしい、その状況に合ったサービスが提供できていない状態だと思う」などの意見がありました。

また、「障がい福祉サービスを含め、日中過ごす場所が少ないと、高齢の保護者が支援することになるため、さまざまな面で家族の負担が大きい」や「保護者、介助者の高齢化も著しい。家族の高齢化に伴い、身体的・経済的負担が大きい」など、家族介護者の大きな負担について指摘する意見がありました。さらに、家族の負担に関連し、「就労したいが預かってもら

える事業所が不足している。保護者が体調不良のときや、子どもの病時病後の預かりがうまく対応してもらえない。放課後の預かり先が少ない」などの意見もありました。

障がいのある人の地域生活を支援していくために、福祉サービスの量や質を充実させていくことが大切です。

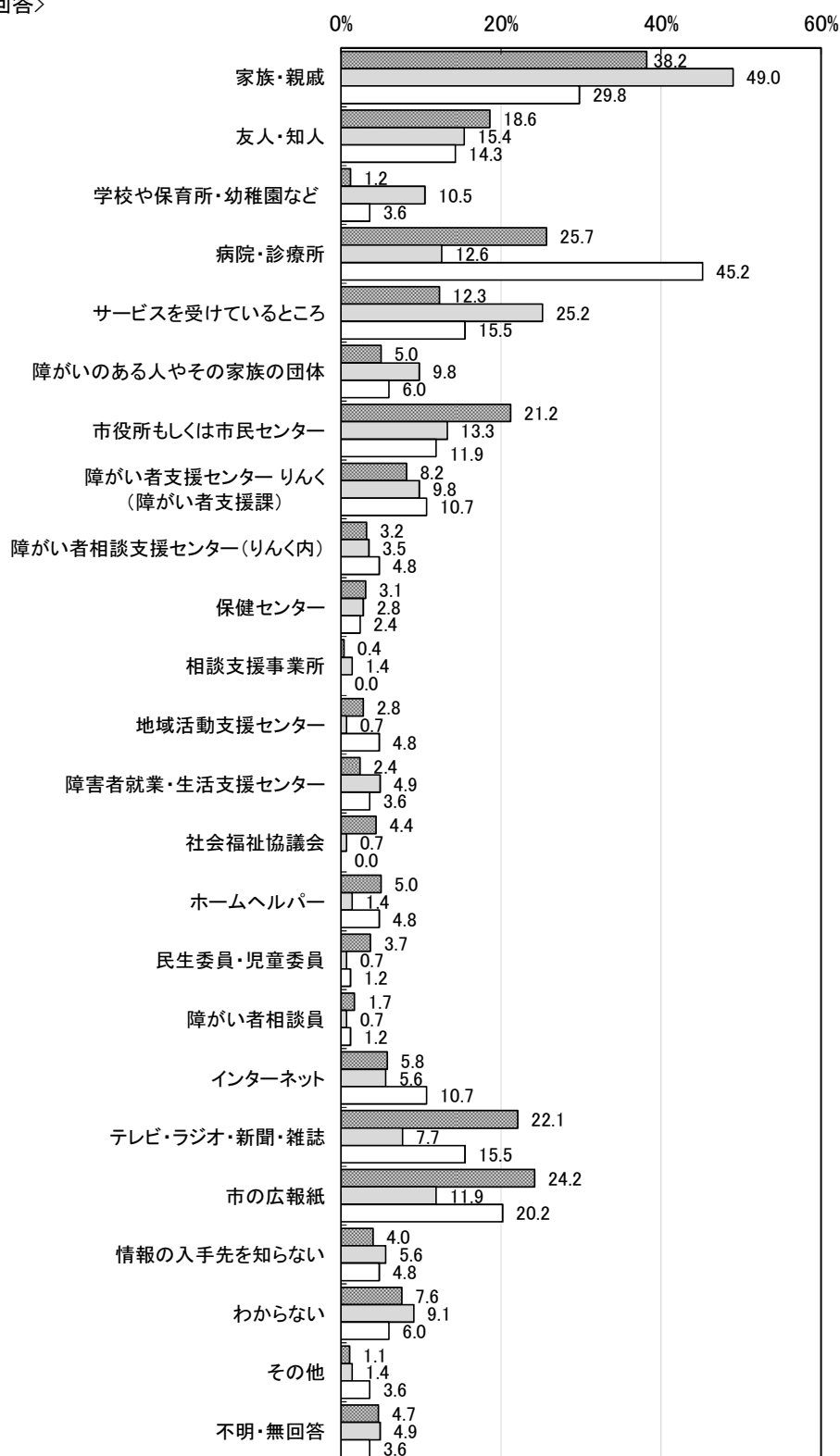
○生活支援のために大切な情報がきちんと提供されることが求められている

当事者アンケートにおいて、福祉に関するサービスなどについての情報の入手先についてたずねたところ、身体障害者手帳、もしくは療育手帳の所持者では「家族・親戚」、精神障害者保健福祉手帳の所持者では「病院・診療所」の割合が高くなっていました。

また、福祉のサービスを利用するときの困りごとについてたずねたところ、身体障害者手帳、もしくは療育手帳の所持者では「これまで福祉のサービスを利用したことがない」の割合が高く、特に身体障害者手帳の所持者では他と比較して高くなっていました。また、精神障害者保健福祉手帳の所持者では「どんなサービスがあるのか知らない」の割合が高くなっていました。

＜福祉に関するサービスなどについての情報の入手先について＞

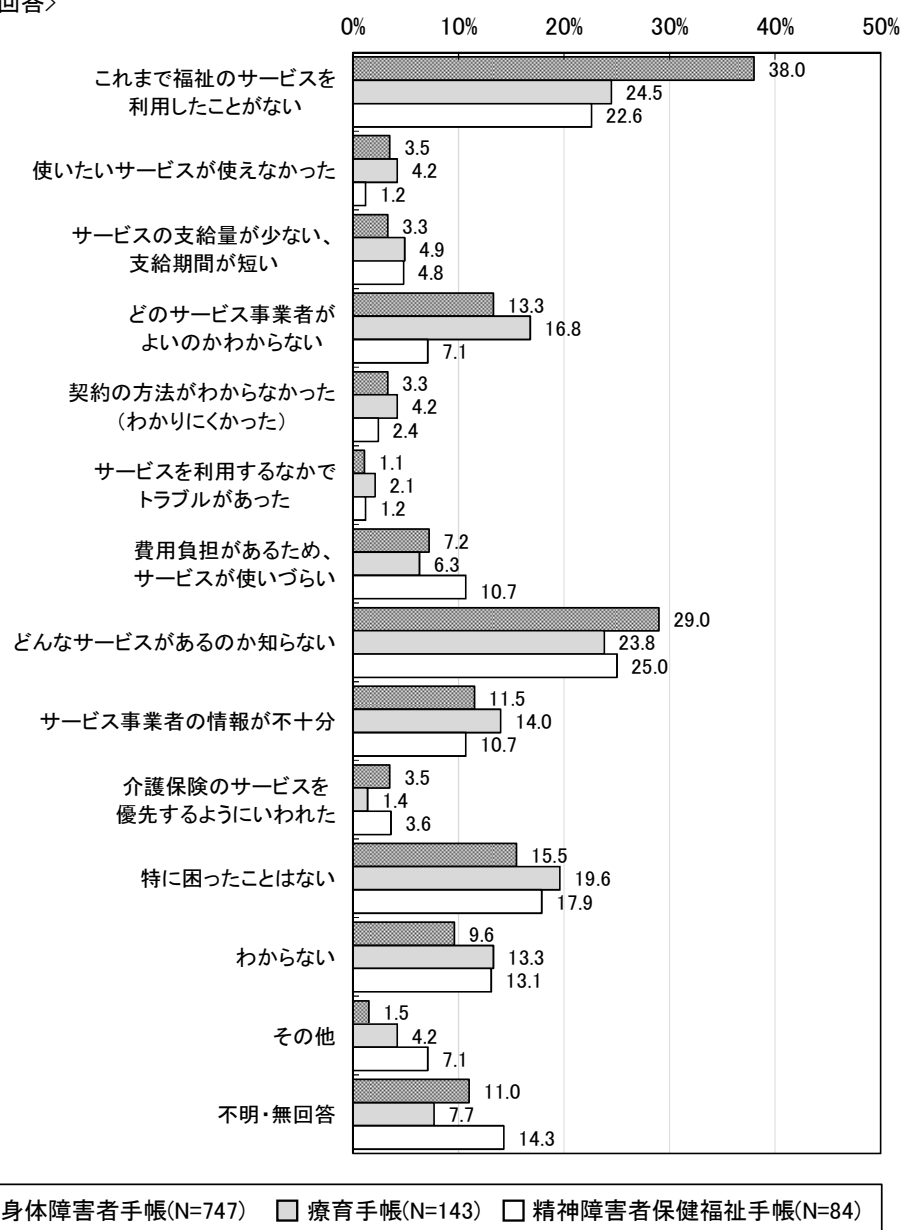
＜複数回答＞



■ 身体障害者手帳(N=747) □ 療育手帳(N=143) □ 精神障害者保健福祉手帳(N=84)

＜福祉のサービスを利用するときの困りごとについて＞

＜複数回答＞



課題把握調査では、「サービスの内容を知らない人がまだまだ多いと思う」や「どのようなサービスがあり、どこでどのようにすればいいのか、具体的にわかりやすい情報の提供をしてほしい」など、多くの意見がありました。

障がいのある人やその家族に対し、必要とされる福祉に関する支援など、地域での生活を営むうえで大切になる情報について、きちんと提供されることが求められています。

○本人の意思を尊重し、意思決定についてしっかりと支援していくことが大切だ

課題把握調査では、「障がいのある人本人のニーズをよく考え、本人のための生活を周りが支えられるような環境整備を行うことが大切だ。本人の希望や想いがあるということを周囲が理解していない」と指摘する意見とともに、「本人と家族の思いが違うとき、家族の意向が優先されることが多い」や「本人の思いが優先されないこともある。支援者側の一方的な決めつけで生活が決定していくところもある。本人の話を聴く姿勢がまず大事である」などの意見がありました。

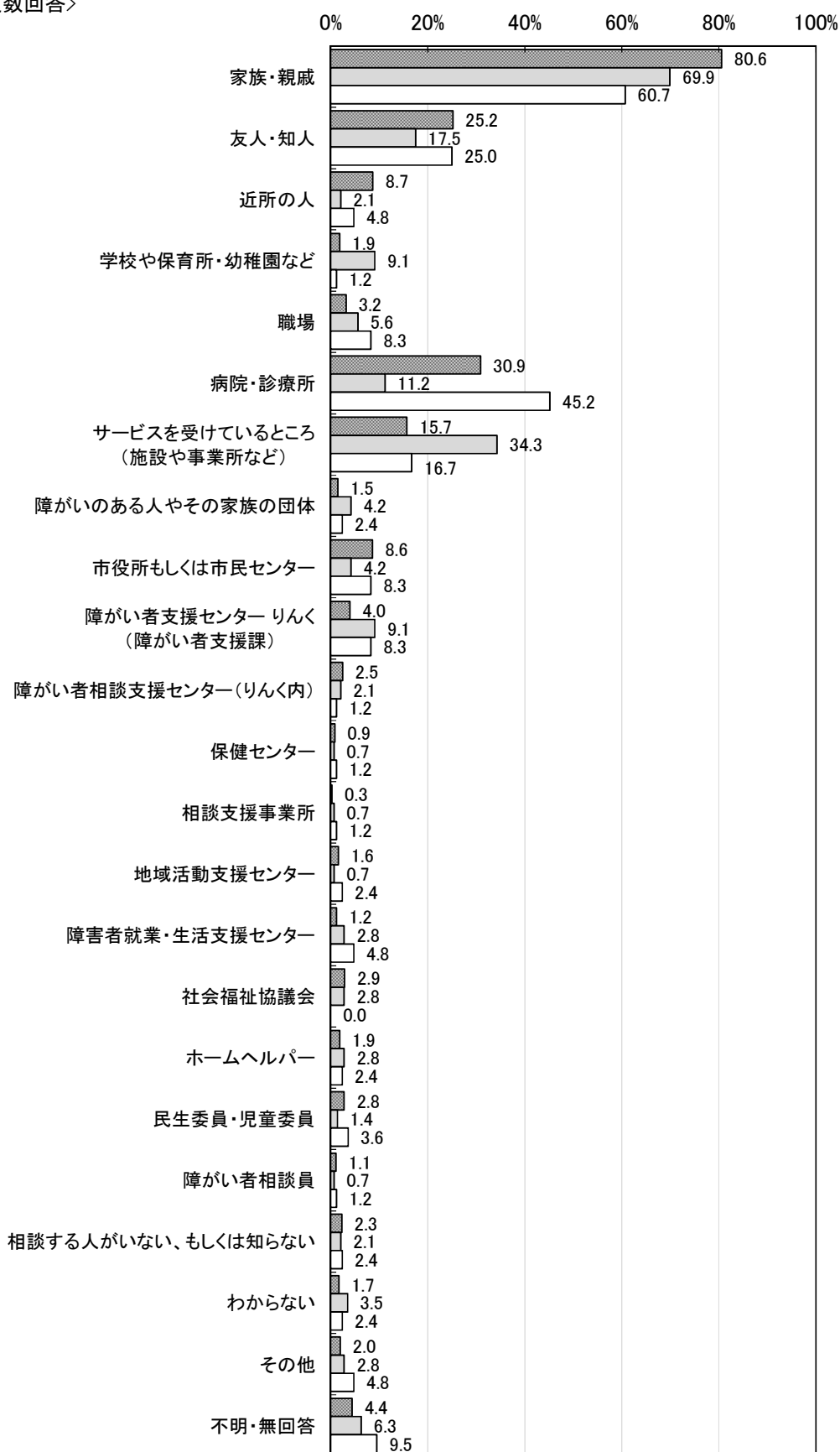
障がいのある人の自分らしい自立した生活が営めるよう、本人の意思を尊重し、意思決定についてしっかりと支援していくことが大切です。

○必要な支援につながるよう、きめ細かいていねいな相談支援が求められている

当事者アンケートにおいて、悩みや困ったことを相談するところについてたずねたところ、いずれの手帳所持者においても「家族・親戚」の割合が高く、特に身体障害者手帳の所持者では他と比較して高くなっていました。また、精神障害者保健福祉手帳の所持者では「病院・診療所」の割合が他と比較してやや高くなっていました。

<悩みや困ったことを相談するところについて>

<複数回答>



■身体障害者手帳(N=747) □療育手帳(N=143) □精神障害者保健福祉手帳(N=84)

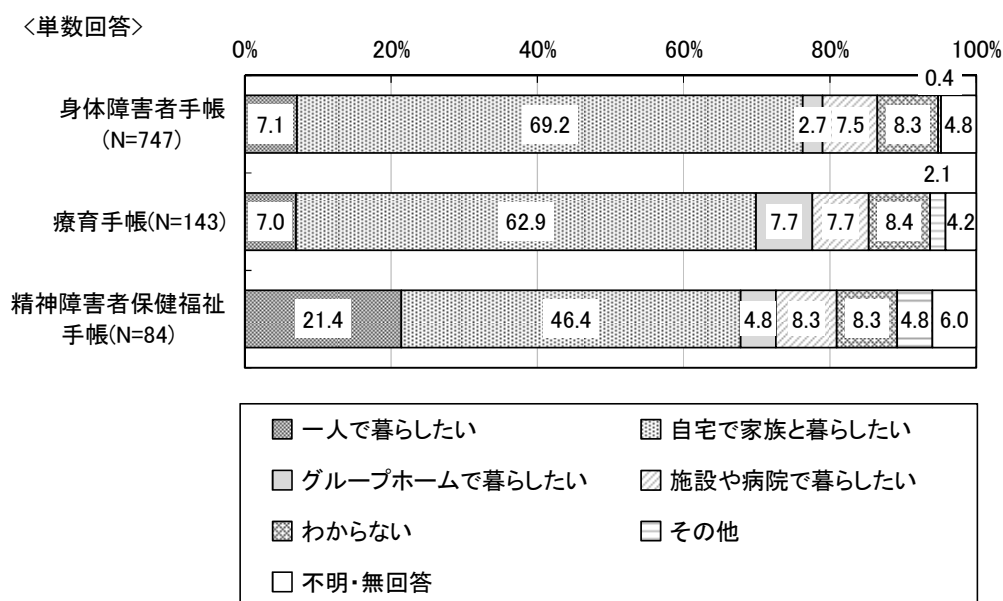
課題把握調査では、「家族だけで悩みを抱え込んでいるケースが多い。先の先を重く考えすぎて疲れて、日々の生活がうまく回らないような状況にある。些細なことでも話を聴いてくれる場が大切だ」や「福祉サービスを必要と思われる方が、福祉制度に対する知識が少なく適切なサービスを受けられていないケースがあり、早めの相談や福祉サービスの情報提供が必要だ」などの意見がありました。さらに、「家庭でのサポートが十分でないように感じる。困っているという自覚がないままに過ごしている家庭がある」と指摘する意見がありました。

障がいのある人やその家族に対し、困りごとや悩みごとを抱え込むことなく、必要な支援につながるよう、きめ細かいていねいな相談支援が求められています。

○今後の暮らし方のより良い選択のために悩んでいる様子うかがえる

当事者アンケートにおいて、今後の暮らし方の希望についてたずねたところ、身体障害者手帳、もしくは療育手帳の所持者では「自宅で家族と暮らしたい」の割合が6割を超えていました。また、精神障害者保健福祉手帳の所持者では「一人で暮らしたい」の割合が他と比較して高くなっていました。

<今後の暮らし方の希望について>



関係団体ヒアリングでは、「地域拠点整備で障がいのある子どもと高齢の親が同居できる施設の整備をお願いしたい」との意見がありました。

課題把握調査では、「障がいのある人の家族、特に母親などは自分が産んだ子どもだから、この子を残して死ねないなど、真剣に思っている人が多い。将来に不安を感じていると思う」などの多くの意見とともに、「親やきょうだいなど、生活を支えてくれる人が近くにいてくれないと、安全安心して生活することができないのは問題だと思う。グループホームなどがもっとあればいいと思う」などと指摘する意見がありました。

自宅で家族と暮らしたいとの希望がある一方で、本人の自立した生活や家族介護者の高齢化などを背景に、グループホームの利用の必要性など、より良い選択のために悩んでいる様子がうかがえます。

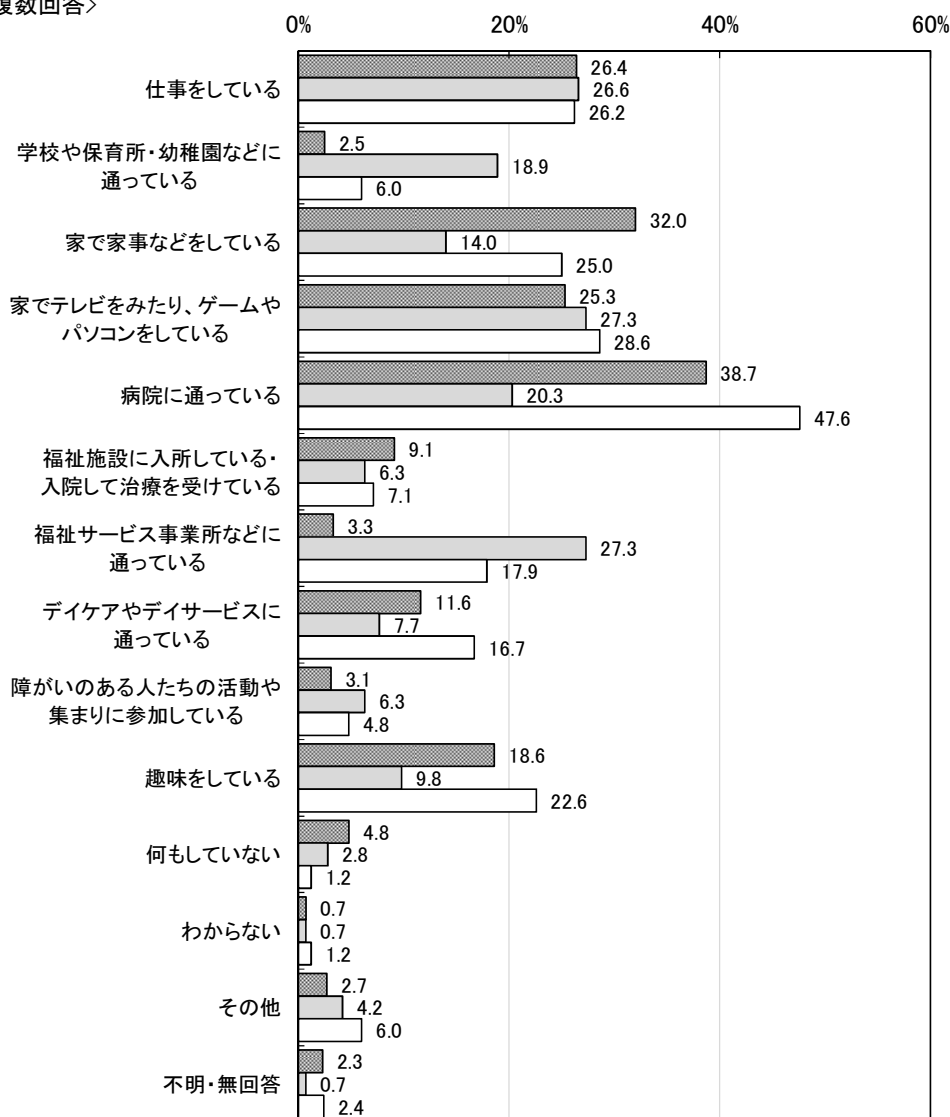
○日常的な外出や社会参加のため、移動支援の充実が求められている

当事者アンケートにおいて、日中の過ごし方についてたずねたところ、身体障害者手帳、もしくは精神障害者保健福祉手帳の所持者では「病院に通っている」が、療育手帳の所持者では「福祉サービス事業所などに通っている」の割合が高くなっていました。

また、外出の頻度についてたずねたところ、いずれの手帳所持者においても「ほぼ毎日」の割合が高く、特に療育手帳の所持者では6割を占めていました。

<日中の過ごし方について>

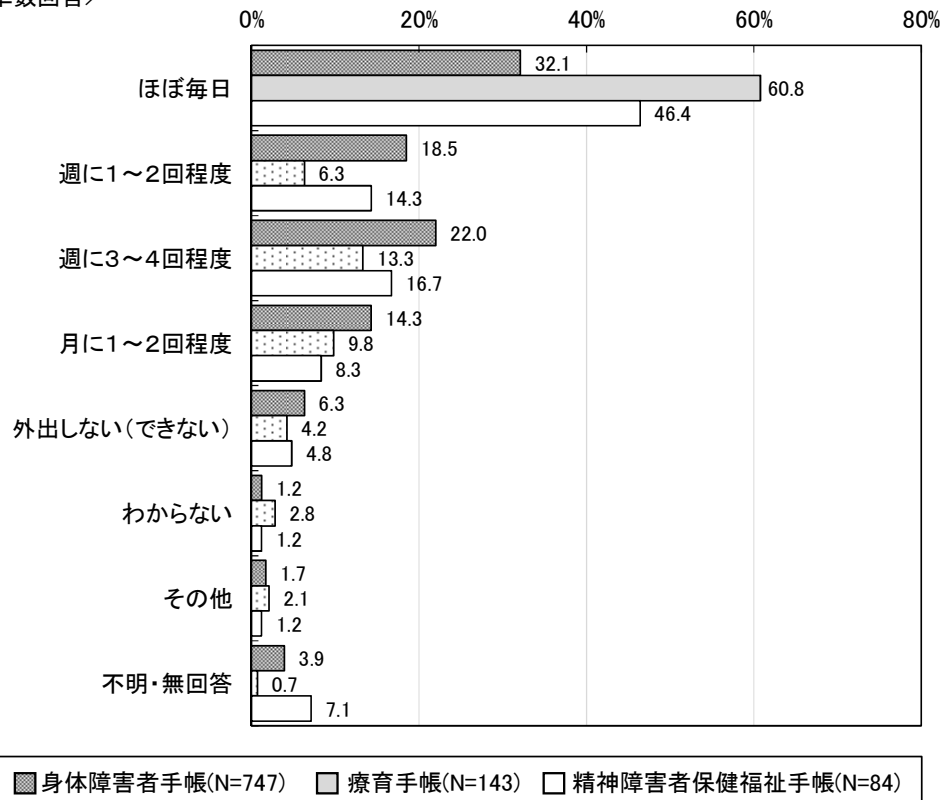
<複数回答>



■身体障害者手帳(N=747) □療育手帳(N=143) □精神障害者保健福祉手帳(N=84)

<外出の頻度について>

<単数回答>



関係団体ヒアリングでは、「移動支援が特定の障がいや程度に限定され利用しづらい。もっと中～軽度の障がいのある人の社会参加に利用できるようにしてほしい」との意見がありました。

課題把握調査では、「唐津市は広く、遠くから利用されており、送迎サービスの充実が重要だ」や「施設までの交通手段。送迎バスがないので本人運転、もしくは家族の送迎がないと通うことができない」などを指摘する意見がありました。

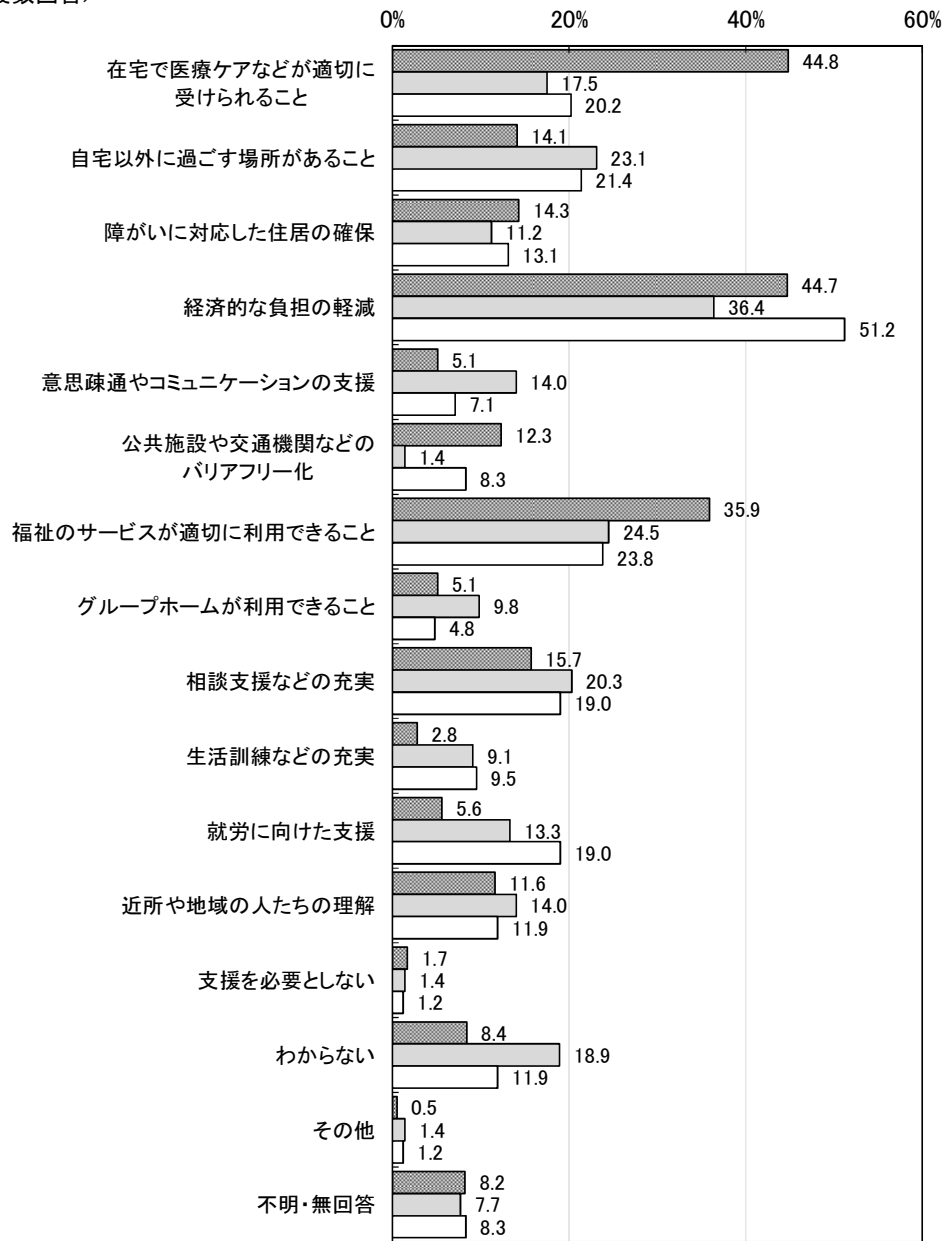
日常生活のなかで外出や、社会参加を促すためにも、移動支援の充実が求められています。

○生活に困窮している障がいのある人やその家族に対する適切な支援が求められている

当事者アンケートにおいて、地域生活において求められる支援についてたずねたところ、身体障害者手帳の所持者では「在宅で医療ケアなどが適切に受けられること」の割合が他と比較して高くなっていました。また、療育手帳、もしくは精神障害者保健福祉手帳の所持者では「経済的な負担の軽減」の割合が高くなっていました。

＜地域生活において求められる支援について＞

＜複数回答＞



■ 身体障害者手帳(N=747) □ 療育手帳(N=143) □ 精神障害者保健福祉手帳(N=84)

課題把握調査では、生活の困窮にかかわる課題として、「お金の使い方や将来への生活が描けず、金銭を管理することに問題が生じることがある」と指摘する意見がありました。

生活に困窮している障がいのある人やその家族に対する適切な支援が求められています。

施策の方向性

◇ 障がいのある人の生活支援のための基盤づくりをすすめ、自分らしい日常生活または社会生活が営むことができる「共生社会」の実現をめざします。そのために唐津市では、

- ① 生活を支援する情報提供や相談支援体制を充実させるとともに、障がい福祉サービスなどによる生活支援の充実を図ります。
- ② 施設に入所している人や入院中の精神障がいのある人の退院や地域移行を促進するための環境整備をすすめます。

具体的な施策

(1)生活を支援する情報提供の充実

取り組み内容	所管課
市の広報紙やインターネット、冊子やパンフレットの配布、情報を記録した録音媒体の提供など、多様な広報・情報媒体を通じて、障がい福祉に関するサービスや各種支援制度などの内容を分かりやすく紹介し、障がいのある人やその家族が、自分に合ったサービスを適切に選択でき、利用できるよう、情報提供の充実を図ります。	障がい者支援課 市政広報課 子育て支援課 議会事務局

(2)生活を支援する相談支援体制の充実

取り組み内容	所管課
障がいのある人やその家族、高齢化する介護者などが抱えるさまざまな困りごとや悩みごとに対し、的確で迅速な相談支援ができるよう、市内や近隣地域の相談支援にかかわる関係機関との連携を強化しながら、相談支援体制の充実に努めます。	障がい者支援課 (社会福祉協議会)
相談支援にかかわる市職員の専門的知識の充実や専門職の適正配置をすすめるとともに、行政機関や医療機関、障がい福祉サービス事業所などの保健・医療・福祉・教育・就労などの専門職の連携強化を図ります。	障がい者支援課
相談者にとって、必要と思われる支援を積極的に紹介し、相談者の自己選択・自己決定を促すていねいな意思決定支援を実践します。	障がい者支援課
市行政機関だけでなく、身近なところで相談支援ができる体制の整備を図っていくとともに、障がいのある人やその家族による相談活動の取り組みを支援するなど、より相談しやすい環境づくりをすすめます。	障がい者支援課

(3) 生活を支援するサービスの充実

取り組み内容	所管課
住み慣れた地域でいきいきとした生活を送ることができるよう、関係機関や障がい福祉サービス事業所、当事者やボランティアの団体などと連携しながら、障がいのある人の社会参加や社会活動を促進するための日中活動の場や機会の充実を図ります。	障がい者支援課 (社会福祉協議会)
住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、障がいのある人の住まいと生活の場の確保や金銭管理などの生活援助の充実を図ります。	障がい者支援課 (社会福祉協議会)
障がいのある人の生活の支援や社会参加をより円滑にするため、移動支援の充実を図ります。	障がい者支援課
自分らしい自立した生活を支援するため、日常生活用具や補装具などについて、適切な利用の促進を図るための啓発を行うとともに、給付の充実を図ります。	障がい者支援課
地域での安定した安心な生活を送れるよう、生活保護制度や生活困窮者支援制度を適切に運用していくとともに、各種手当などの給付や医療費の助成などを行います。	障がい者支援課 生活保護課
障がいのある人を支援する家族介護者の休息の機会や、家族介護者同士で悩みなどを気軽に語り合える交流の場や機会について、関係機関と協力しながら、充実を図ります。	障がい者支援課

(4) 地域生活への移行支援の充実

取り組み内容	所管課
住まいと生活の場に関する受け入れ条件が整えば病院や施設からの退院もしくは退所が可能な障がいのある人が、本人の希望に沿って円滑に地域生活に移行し、定着するための支援をすすめます。	障がい者支援課

2 保健・医療サービスの充実

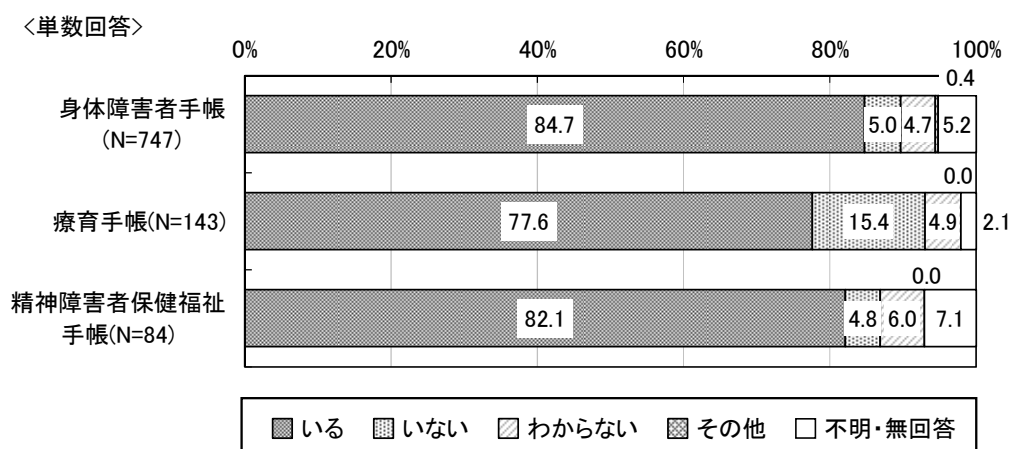
■現状と課題

○保健や医療のサービスをきちんと利用できる安心感のある地域生活の支援が大切だ

当事者アンケートにおいて、かかりつけ医の有無についてたずねたところ、いずれの手帳所持者においても「いる」の割合が高くなっていました。

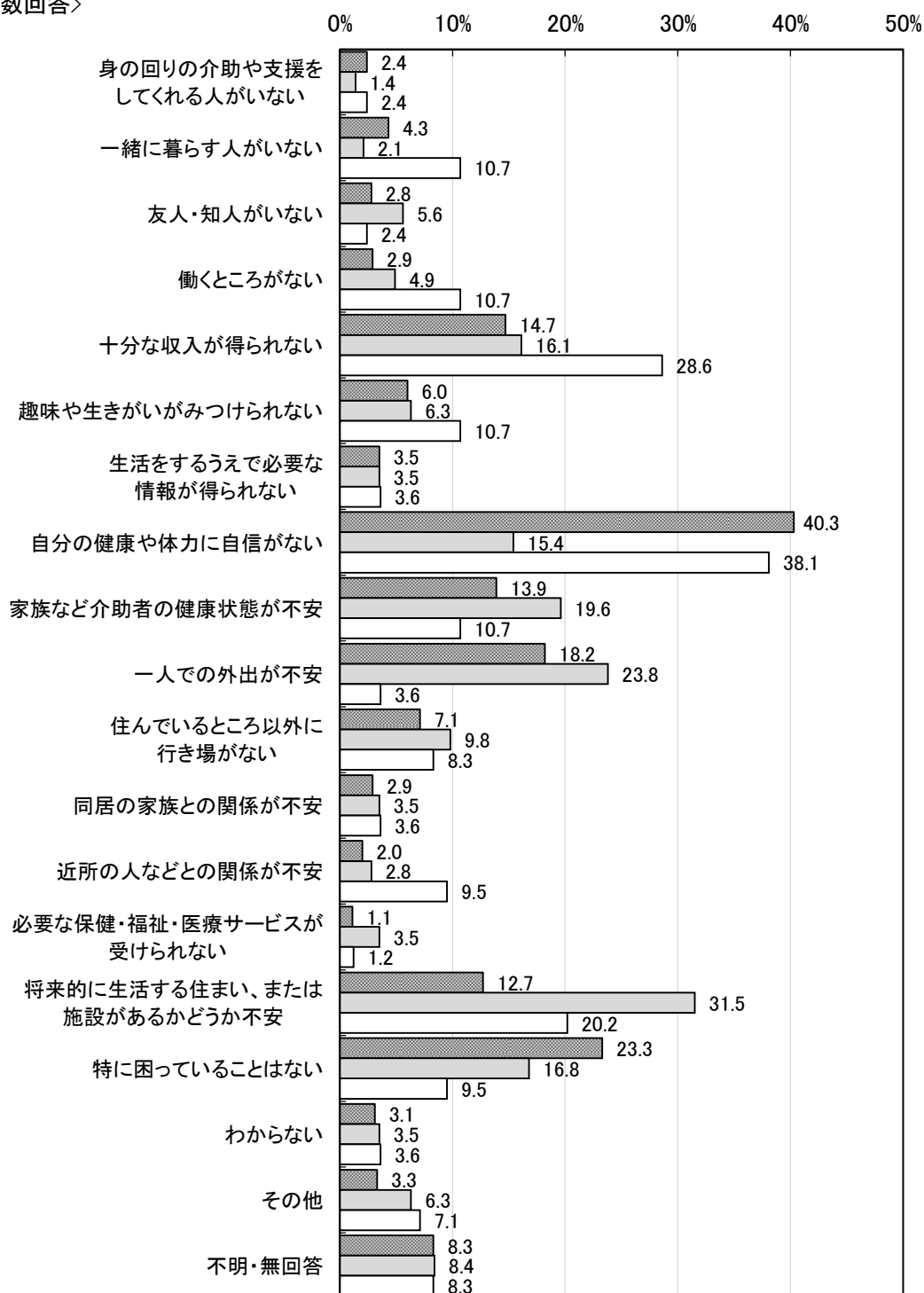
現在の生活で困っていることや不安なことについては、身体障害者手帳、もしくは精神障害者保健福祉手帳の所持者では「自分の健康や体力に自信がない」の割合が高くなっていました。

<かかりつけ医の有無について>



＜現在の生活で困っていることや不安なことについて＞

＜複数回答＞



■身体障害者手帳(N=747) □療育手帳(N=143) □精神障害者保健福祉手帳(N=84)

関係団体ヒアリングでは、「市内に障がいのある人が作業療法士や理学療法士、言語聴覚士による訓練を受けられる施設が少なく、機能回復が妨げられている」との意見がありました。

課題把握調査では、「高齢化とともに、さまざまな重度疾患の問題がでてきている。病院や福祉施設と連携することで、解決へ結びつける必要がある」などの意見がありました。

かかりつけ医との関係を深めながら、保健や医療のサービスをきちんと利用でき、安心感を持って地域社会での生活を続けていくことができるよう支援していくことが大切です。

施策の方向性

◇ 保健や医療の面について安心感を持って地域社会での生活を続けていくことができる「共生社会」の実現をめざします。そのために唐津市では、

- ① 適切な支援につないでいく障がいの早期発見体制の充実を図ります
- ② 障がいの原因となる疾病などの予防・治療をすすめ、健康管理を支援します
- ③ 身近な地域で保健・医療サービスを受けることができる施策や体制づくりをすすめます

具体的な施策

(1)適切な支援につなげる障がいの早期発見体制の充実

取り組み内容	所管課
母子保健事業や、保育所や幼稚園などでの保育・教育活動において、障がいの早期発見のために、関係機関と連携を強化しながら早期療育につなげます。	障がい者支援課 保健医療課 子育て支援課 (保健福祉事務所)
障がい受容の観点などから、児童や保護者などの個々の状況に応じた相談支援をていねいにすすめながら、適切な療育支援につなげます。	障がい者支援課 保健医療課 子育て支援課 学校教育課

(2)障がいの原因となる疾病などの予防・治療の推進

取り組み内容	所管課
障がいの悪化や原因となる疾病などを予防し、生活習慣病の早期発見・早期治療を図るため、各種健（検）診の受診や健康教育、健康相談などの事業の充実に努めます。	保健医療課 高齢者支援課
健康づくりを支援するため、障がいのある人やその家族などに対する日常的な健康管理や健康づくりに関する知識の普及や情報の提供、健康教育、受診しやすい健診体制の整備、健康相談、保健指導の充実に努めます。	保健医療課

(3)保健・医療サービスの充実

取り組み内容	所管課
身近な地域で、保健・医療サービスを受けることができるよう、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の考え方を考慮しつつ、関係機関との連携を強化しながら、体制づくりに努めます。	保健医療課 障がい者支援課 (保健福祉事務所)
地域での自立した生活を支えていくため、障がいの程度に応じた継続的で総合的な治療や訓練を提供できるよう、関係機関との連携強化に努めます。	保健医療課 障がい者支援課 (保健福祉事務所)

(4)精神保健・医療施策の推進

取り組み内容	所管課
精神障がいに対する正しい理解を促進するために、講演会や刊行物の配布などの広報活動を通して、普及啓発に努めます。また、うつ病などの早期発見と早期受診は自殺対策の観点からも重要であり、住民への普及啓発や相談支援の充実を図るとともに、唐津保健福祉事務所、精神科医療機関や他の医療機関との連携をすすめます。	保健医療課 障がい者支援課 (保健福祉事務所)
精神障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、地域活動支援センターや相談支援事業所などによる日常的なかかわりなどとともに、関係機関と連携した支援体制づくりをすすめます。	障がい者支援課

(5)難病患者などへの支援の充実

取り組み内容	所管課
唐津保健福祉事務所と連携し、医療機関と協力しながら、専門的な情報提供や相談支援の強化に努めます。また、必要に応じ「佐賀県難病相談支援センター」などにつなぎます。	障がい者支援課 (保健福祉事務所)
難病患者とその家族の療養上の不安や介護の負担を軽減するなど、適切な在宅支援を行うため、保健および医療、福祉が連携した地域ケア体制の充実に努めます。	障がい者支援課 (保健福祉事務所)

3 雇用と就労の充実

■現状と課題

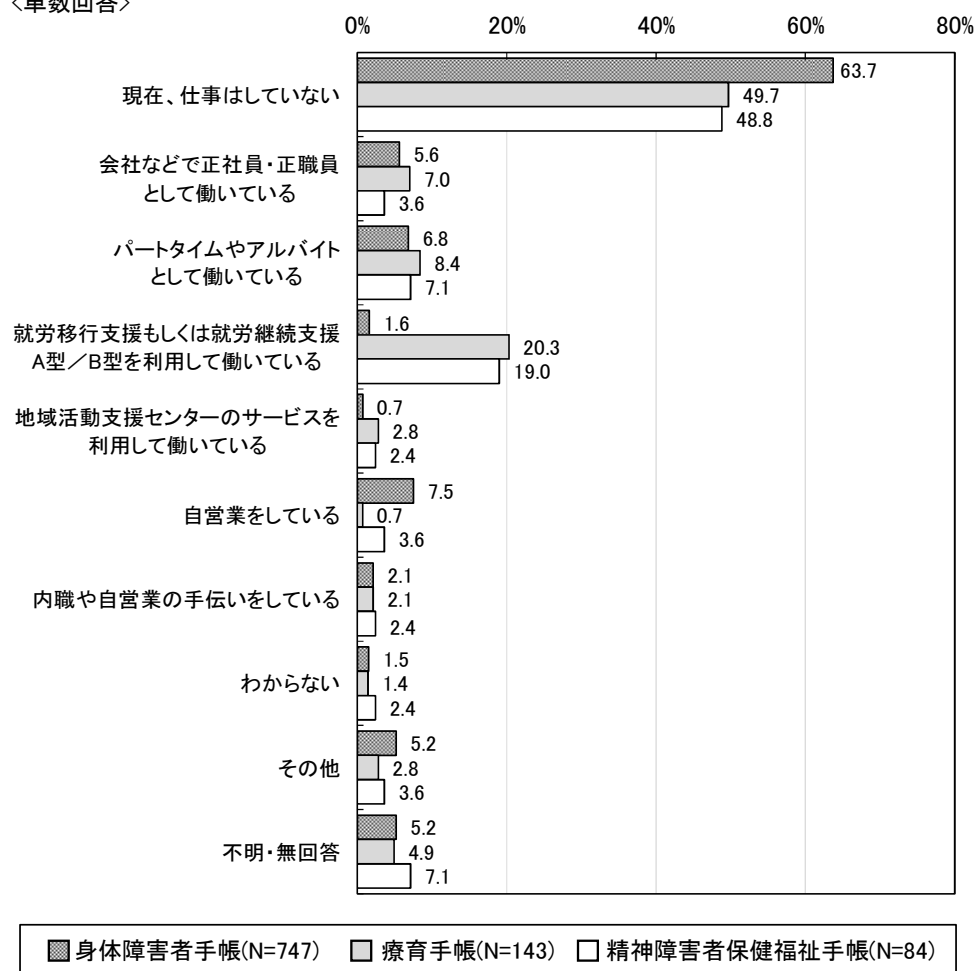
○障がいのある人の就労支援や就労を継続していくための支援が求められている

当事者アンケートにおいて、現在の仕事についてたずねたところ、いずれの手帳所持者においても「現在、仕事はしていない」の割合が高く、特に身体障害者手帳では他と比較して高くなっていました。また、療育手帳、もしくは精神障害者保健福祉手帳の所持者では「就労移行支援もしくは就労継続支援A型／B型を利用して働いている」の割合も高くなっていました。

働く場合に求める配慮についてたずねたところ、いずれの手帳所持者においても「職場内で、障がいに対する理解があること」の割合が高くなっていました。また、療育手帳の所持者では「仕事のやり方をきちんと教えてもらえること」や「ジョブコーチによる支援が受けられること」の割合が他と比較して高くなっていました。

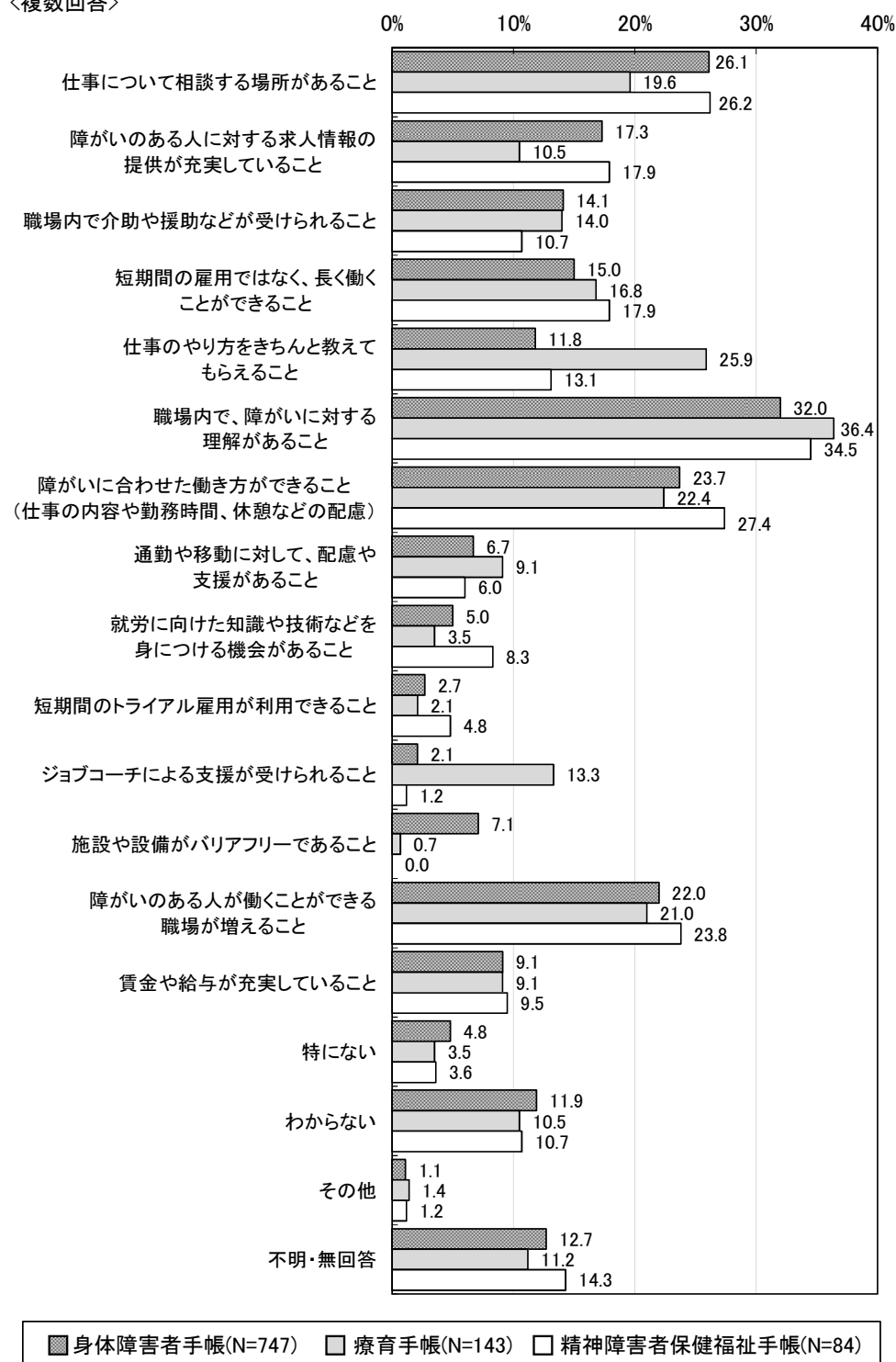
<現在の仕事について>

<単数回答>



＜働く場合に求める配慮について＞

＜複数回答＞



課題把握調査では、「就労先がまだ少ない。働きたいと思っているが受け入れ先が少ない。地域の理解が大切だ」など、障がいのある人の就労の場がまだまだ足りないとの意見が多かったです。

また、「障がいのある人を理解し、受け入れてもらえるように企業へ啓発していくことが大事だ」との意見とともに、「就労先の企業をひとつでも多く開拓し、障がいのある人の訓練や就職先の幅を広げることが大切だ」や「就労体験などを受け入れられるよう環境を整え、就労体験ができる企業を増やしていくことが大事だ」と指摘する意見がありました。さらに、就労の継続について、「障がいに応じた一般就労できる事業所が少ない。また、働く場を提供するだけでなく、まわりの人たちの理解もとても大切。働きはじめて、つらい環境に置かれるときもある」や「就労するための支援も必要だが、仕事を継続できる環境も必要だ」などを指摘する意見もありました。

障がいのある人の就労支援や就労を継続していくための支援が求められています。

施策の方向性

◇ 仲間とともに働き、活動することで、生きがいを実感できる「共生社会」の実現をめざします。そのために唐津市では、

- ① 一般就労を希望する障がいのある人ができる限り就労でき、また、さらに就労が継続できるように支援します
- ② 一般就労が困難である障がいのある人に対しては、福祉的就労の場での活動が充実したものになるように支援します

具体的な施策

(1) 就労支援の推進

取り組み内容	所管課
国や県の雇用促進事業との連携をより密にしながら、法定雇用率の順守、不当な差別的取り扱いや合理的配慮の不提供の禁止などをはじめ、障がいのある人の雇用促進と働きやすい職場環境づくりをすすめるため、住民や事業者、関係団体などに対する啓発活動の充実を図ります。	障がい者支援課 (公共職業安定所)
一般企業や事業所への就労や就労移行支援など、障がいのある人の雇用や就労に関する多面的で実効性のある支援をすすめていくため、関係機関と連携しながら、就労支援体制を強化するとともに、障害者差別解消法に基づく合理的配慮に関する啓発などを含め、企業への働きかけをすすめます。	障がい者支援課 (公共職業安定所)

(2)雇用・就労に関する総合的な相談機能の充実

取り組み内容	所管課
障がいのある人の就職や職業能力の習得と向上、就職後の安定就労などを図るため、情報提供や相談支援の体制づくりをすすめます。	障がい者支援課 (公共職業安定所)
相談機能の充実を図ることで、就職を希望する特別支援学校卒業生や就労移行支援事業所の通所者などの就業を促進します。	障がい者支援課

(3)雇用・就労機会の拡充

取り組み内容	所管課
市内において障がいのある人の雇用を推進している企業や団体を支援できるよう、取り組みの検討をすすめます。	障がい者支援課 (公共職業安定所)
計画的な市職員採用選考試験の実施や多様な任用形態の活用により、民間企業に率先して障がいのある人たちの雇用の推進を図ります。	職員課

(4)福祉的就労の場の充実

取り組み内容	所管課
身近な地域において、自立した生活に必要な経済的基盤の確保や働くことによる生きがいの創出を目的とした福祉的就労の場などの充実を図ります。	障がい者支援課
就労継続支援B型事業所や地域活動支援センターの障害者就労施設などへの優先的で積極的な物品や業務の発注をより一層すすめるとともに、障害者就労施設がかかわる物品の販売などを支援します。	全課 (物品・役務など発注課)

4 安心・安全対策の推進

■現状と課題

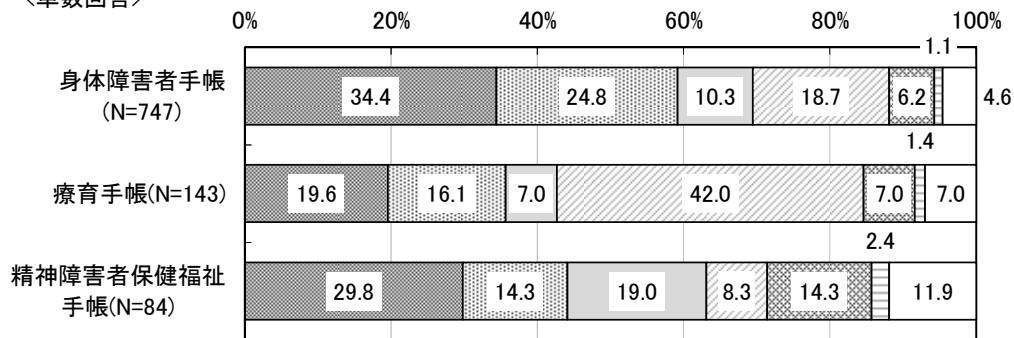
○災害時の避難行動支援の体制づくりをすすめておくことが求められている

当事者アンケートにおいて、災害が起こったときや起こりそうなとき、一人で避難所へ避難できるかについてたずねたところ、身体障害者手帳、もしくは精神障害者保健福祉手帳の所持者では「避難所があるところを知っていて、一人で避難できる」の割合が約3割を占めていましたが、療育手帳の所持者では「避難所があるところは知らないし、一人では避難できない」の割合が約4割となっていました。

家にいるとき、災害のため避難が必要になる際、手助けをしてくれる人についてたずねたところ、いずれの手帳所持者においても「家族や親族」の割合が高くなっていました。また、精神障害者保健福祉手帳の所持者では「手助けをしてくれる人はいない」が他と比較して高くなっていました。

<災害が起こったときや起こりそうなとき、一人で避難所へ避難できるかについて>

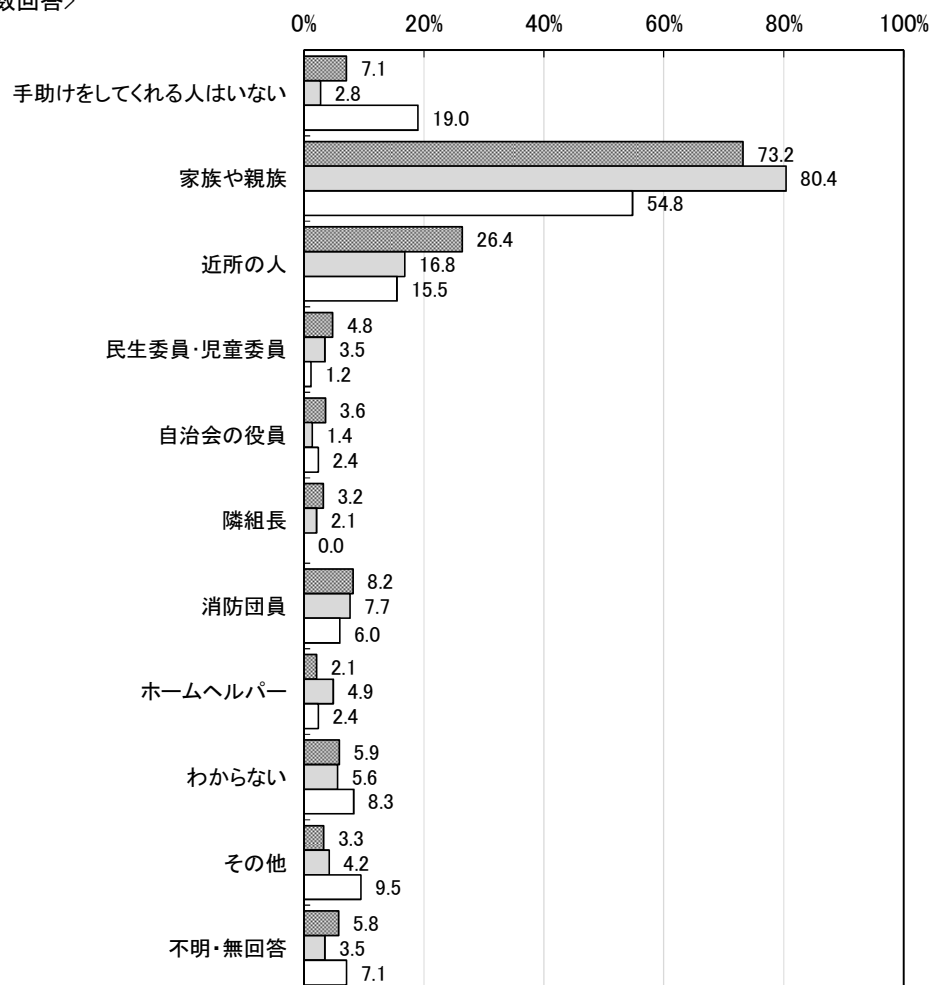
<単数回答>



- 避難場所があるところを知っていて、一人で避難できる
- 避難場所があるところは知っているが、一人では避難できない
- 避難場所があるところは知らないが、場所を確認して一人で避難できる
- 避難場所があるところは知らないし、一人では避難できない
- わからない
- その他
- 不明・無回答

<家にいるとき、災害のため避難が必要になる際、手助けをしてくれる人について>

<複数回答>



■ 身体障害者手帳(N=747) ■ 療育手帳(N=143) □ 精神障害者保健福祉手帳(N=84)

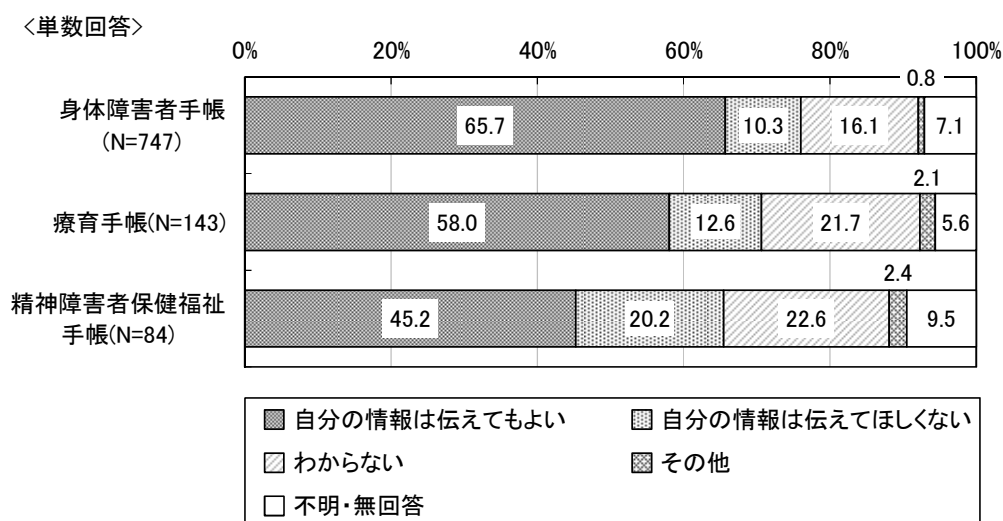
課題把握調査では、「施設では避難訓練をしているが、自宅では地域でのつながりが大切だと思う」との意見とともに、「常日頃から、避難訓練などを行ない、緊急時にそなえて、対応すべきである」などの意見がありました。さらに、「施設の職員だけでは避難に時間がかかるので、地域の人たちも交えて避難訓練をやっていくことが大切だ」と指摘する意見がありました。

災害時の避難行動に対する適切な支援ができるよう、地域ぐるみでの体制づくりをすすめていくことが求められています。

○災害時避難行動要支援者のことをきちんと把握しておくことが大切だ

当事者アンケートにおいて、障がいに関する情報を了承する範囲で自治会などに事前に伝えることについてたずねたところ、いずれの手帳所持者においても「自分の情報は伝えてよい」の割合が高く、特に身体障害者手帳の所持者では6割を超えていました。一方、精神障害者保健福祉手帳の所持者では「自分の情報は伝えてほしくない」の割合が他と比較してやや高くなっていました。

＜障がいに関する情報を了承する範囲で自治会などに事前に伝えることについて＞



課題把握調査では、「災害時のことを考え、どこに、どんな障がいを持った人が住んでいるのか、きちんと把握して、地域みんなが声をかけ合えるような仕組みづくりが大切だ」などを指摘する意見がありました。

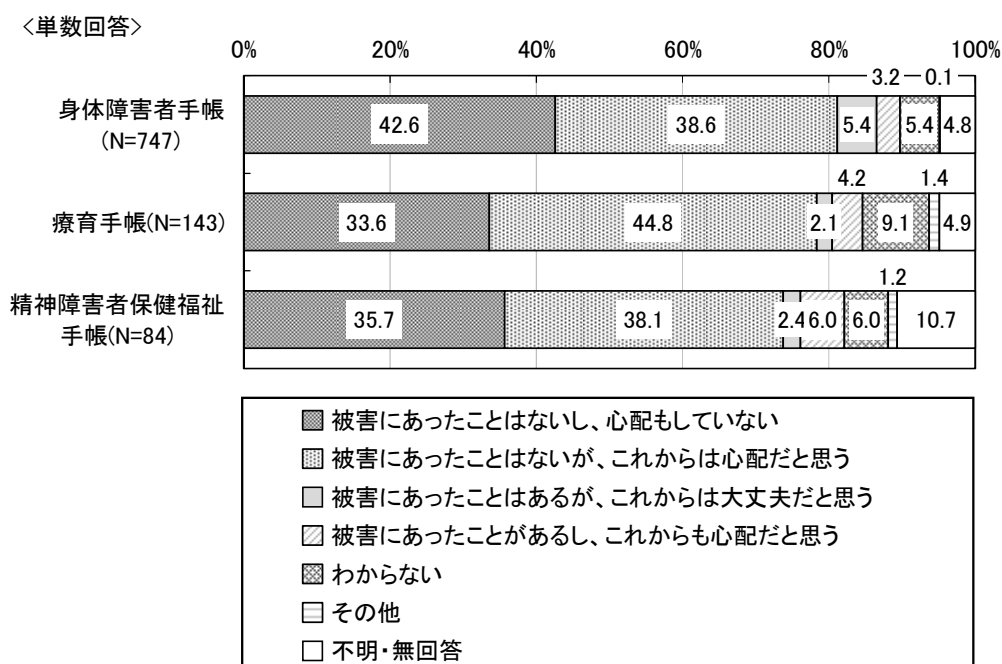
災害時の適切な情報伝達の観点からも、避難行動のための支援が必要な障がいのある人たちのことをきちんと把握しておくことが大切です。

○消費者トラブルに巻き込まれることがないよう、被害防止のための取り組みが大切だ

当事者アンケートにおいて、訪問販売や通信販売などでだまされて、消費者被害にあった経験についてたずねたところ、身体障害者手帳の所持者では「被害にあったことはないし、心配もしていない」、療育手帳、もしくは精神障害者保健福祉手帳の所持者では「被害にあったことはないが、これからは心配だと思う」の割合が高くなっていました。

消費者トラブルに巻き込まれることがないよう、被害防止に向けた取り組みが大切です。

＜訪問販売や通信販売などでだまされて、消費者被害にあった経験について＞



施策の方向性

◇ 災害時などにも強い不安を感じることなく、安全に安心して生活することができる「共生社会」の実現をめざします。そのために唐津市では、

- ① 安心できる地域生活のために、災害時における避難行動などの支援体制づくりをすすめます
- ② 財産権侵害となる悪質商法などによる消費者トラブルに巻き込まれることがないよう、被害防止のための取り組みをすすめます

具 体 的 な 施 策

(1)災害時の避難行動支援体制の充実

取り組み内容	所管課
災害時の避難行動にかかわる情報伝達について、電話やファックス、インターネットや電子メールなどを活用し、障がいの特性に応じた方法を工夫するとともに、その利用を促すための周知を図ります。	危機管理防災課 障がい者支援課
災害対策基本法に基づき、障がいのある人などの要配慮者のうち、災害が発生し、または、災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な人たちを円滑かつ迅速に避難させるため、特に支援を要する人たち（避難行動要支援者）の把握に努めます。	危機管理防災課 障がい者支援課 福祉総務課
災害時を想定し、定期的な避難訓練を実施するとともに、地域の自主防災組織や避難行動要支援者を支援する人たち、障がい福祉サービス事業所などと、市の福祉・消防・防災部門が連携を強化しながら、支援が必要な障がいのある人への緊急通報から避難誘導に至るまでの地域をあげた支援体制の確立に努めます。	危機管理防災課 障がい者支援課
災害時に必要となるさまざまな対応を想定しながら備蓄をすすめるとともに、災害時の避難所生活において障がいの特性に応じた配慮を行い、その後の受け入れ先として民間福祉施設が活用できるよう施設側との協議をすすめ、施設数の確保に努めます。	危機管理防災課 障がい者支援課
見守りや声かけなど、地域における福祉活動による避難行動要支援者と日常的なかかわりを深める取り組みを支援します。	障がい者支援課 福祉総務課

(2)災害時の多様な情報伝達の実施

取り組み内容	所管課
災害時における情報伝達については、電話やファックス、インターネットや電子メール、防災無線、広報車など、さまざまな障がい特性に応じた方法・手段の多様化に努めます。	危機管理防災課 障がい者支援課

(3)消費者被害対策の充実

取り組み内容	所管課
振り込め詐欺などの街頭犯罪や、いわゆる悪質商法などの消費者被害に巻き込まれることがないよう、警察などと連携しながら防犯対策の強化をすすめるとともに、出前講座などを開催しながら地域における防犯活動の充実を図ります。	障がい者支援課 消費生活センター

第3節 社会参加の機会を充実していきます

1 療育と教育の充実

■現状と課題

○保護者に対するていねいな相談支援が大切だ

課題把握調査では、「障がいのある子どもへの不安。子育て、将来への不安などの相談をなかなかできない環境があると思う」や「乳児・幼児・就学・卒業後まで、保護者だけが悩んで決めていくのではなく、相談できる場が必要。本人の記録を蓄積し、大人になってもスムーズに支援ができるようにしていくことが大事だ」などの意見がありました。

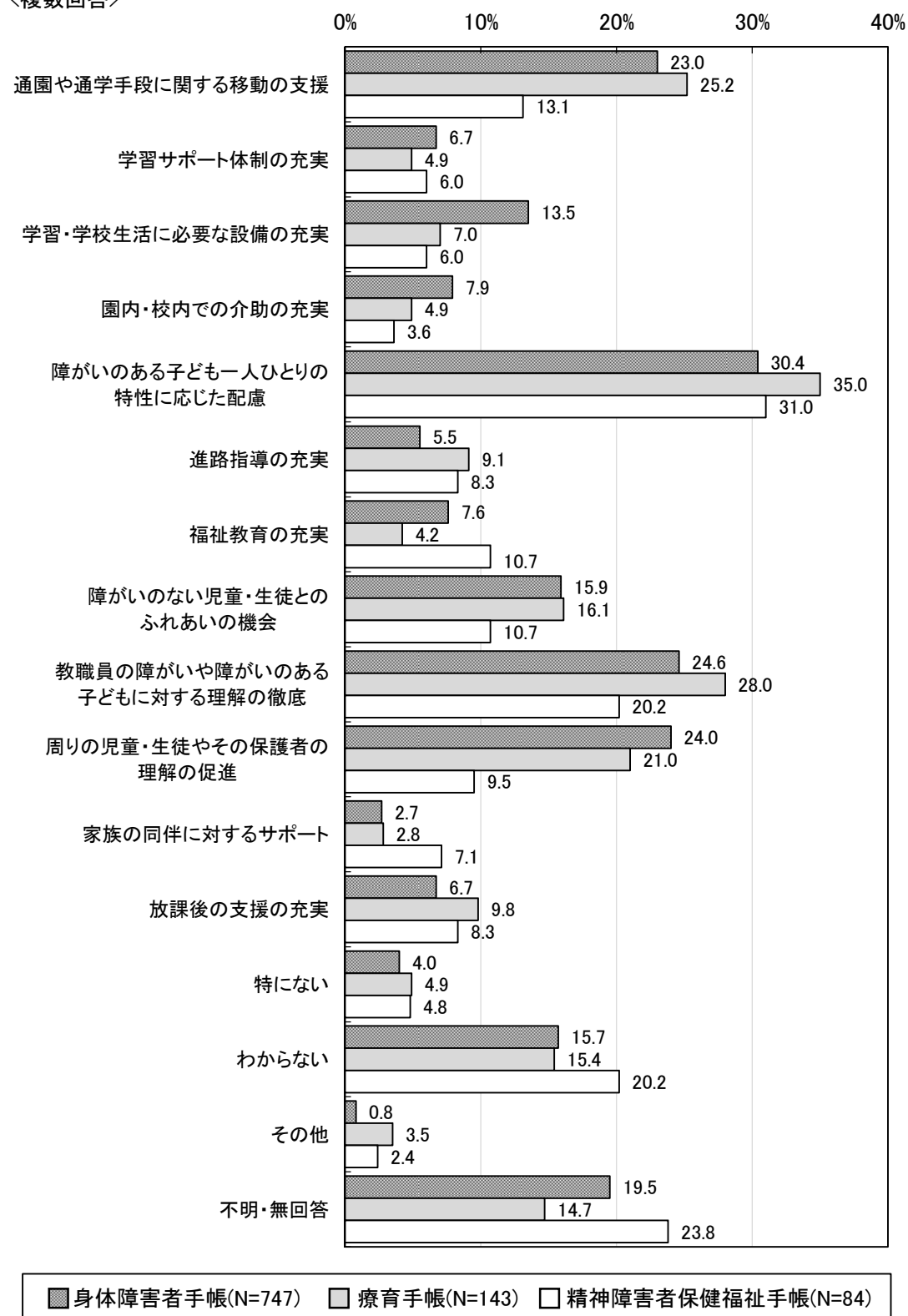
障がいのある子どもを育てている保護者に対するていねいな相談支援が大切です。

○障がいのある子どものための療育や教育に関する場や機会の充実が求められている

当事者アンケートにおいて、学校や保育所・幼稚園での生活を送るうえで必要なことについてたずねたところ、いずれの手帳所持者においても「障がいのある子ども一人ひとりの特性に応じた配慮」の割合が高くなっていました。

＜学校や保育所・幼稚園での生活を送るうえで必要なことについて＞

＜複数回答＞



関係団体ヒアリングでは、「放課後等デイサービスの事業所および定員が少なく、利用しづらい状況だ」との意見がありました。

課題把握調査では、「障がいのある子どもたちが、安心して伸び伸び生活できる場所が少ない。いろんな症状の子どもがいるので、それについて対応できるヘルパーが少ない」などの意見とともに、「特別支援教育を知らない先生が多く、特別支援学級の子どもの不便さを日々感じる。普通学校の先生も順番で支援学校に研修や勤務をして勉強されたほうが良いと思う」と指摘する意見がありました。

障がいのある子どもたちのための療育や教育に関する場や機会について、教職員などが障がいや障がいのある子どもに対する理解をより深めていくことも含め、充実を図っていくことが求められています。

施策の方向性

◇ 適切な療育と教育の場や機会を充実させ、また、学校教育施設のバリアフリー化をすすめることで、障がいのある子どもの社会参加が促進される「共生社会」の実現をめざします。そのために唐津市では、

- ① 就学前から学齢期における相談支援体制の充実を図ります
- ② 療育の場や機会の充実を図ります
- ③ 合理的な配慮による必要な支援のもと、それぞれの特性に応じた十分な学校教育を受けることができるように努めます
- ④ 学校教育施設のバリアフリー化をすすめます

具体的な施策

(1) 乳幼児期から学校卒業後までの相談支援体制の充実

取り組み内容	所管課
乳幼児期から学齢期（学校在籍中）における一貫したかかわりと相談支援体制を関係機関と連携しながら充実させ、学校を卒業した後の生活支援につないでいきます。	保健医療課 子育て支援課 障がい者支援課 学校教育課 生涯学習文化財課
発達障がいなど、多様化する児童・生徒が抱える障がいに対し、専門的な相談支援ができる体制づくりを関係機関と連携を強化しながらすすめます。	保健医療課 子育て支援課 障がい者支援課 学校教育課 生涯学習文化財課

(2)発達支援の充実

取り組み内容	所管課
障がいのある子どもの育児にかかる相談体制の充実に努めるとともに、より身近な地域において適切な療育を受けることができるよう、近隣市町や関係機関、福祉サービス事業所などに協力を求めながら、療育の場や発達支援の機会の確保に努めます。	保健医療課 子育て支援課 障がい者支援課
療育の場や発達支援の機会が、就学前のみならず、学齢期に入ってからも一定期間適切な療育を受けることができるよう、近隣市町や関係機関、福祉サービス事業所などに協力を求めながら、療育の場や発達支援の機会の確保に努めます。	保健医療課 子育て支援課 障がい者支援課

(3)幼児期や学齢期でのともに育つ場と学校教育の充実

取り組み内容	所管課
ともに育つ場や機会を確保するため、保育所や幼稚園における障がいのある子どもの受け入れの促進を支援します。	子育て支援課
小中学校において、特別支援学級の児童生徒が通常学級でいっしょに学習したり、学校行事や部活動などの場で交流するなど、ともに学ぶ環境づくりをすすめます。	学校教育課
全教職員が、障がいのある子どもの人権への配慮を正しく理解するとともに、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の考え方を考慮し、指導方法、指導内容、教材などを工夫しながら、一人ひとりの教育課題に的確に対応し、その可能性を最大限に発揮できるよう特別支援教育の充実を図ります。	学校教育課
発達障がいなど、多様化する児童・生徒が抱える障がいに対し、人権に配慮した専門的な対応ができるよう、小中学校における教職員研修の充実を図ります。	学校教育課
学習活動や行事などの学校生活の充実を図るため、幅広い分野の関係機関との交流や連携を深めるとともに、保護者や住民などとの交流の機会を設けていきます。	学校教育課

(4)学校における進路指導の充実

取り組み内容	所管課
障がいのある子どもの有する可能性を活かし、自立と社会参加がすすめられるよう、成長段階に応じた適切な進路指導の充実に努めるとともに、多様な進路の確保について、関係機関に働きかけます。	学校教育課

(5) 学校教育施設のバリアフリー化の推進

取り組み内容	所管課
学校での学習や生活面で支障をきたさないよう、介助者などの人的配置の充実を図るとともに、多目的トイレやスロープを設置するなど、災害時の避難場所としての利用も考慮しながら、学校教育施設のバリアフリー化をすすめます。	教育総務課

2 地域での交流やスポーツ・文化活動への参加の機会の充実

■現状と課題

○誰もが気軽に参加できる地域での行事や交流の場などの機会をつくっていくことが大切だ

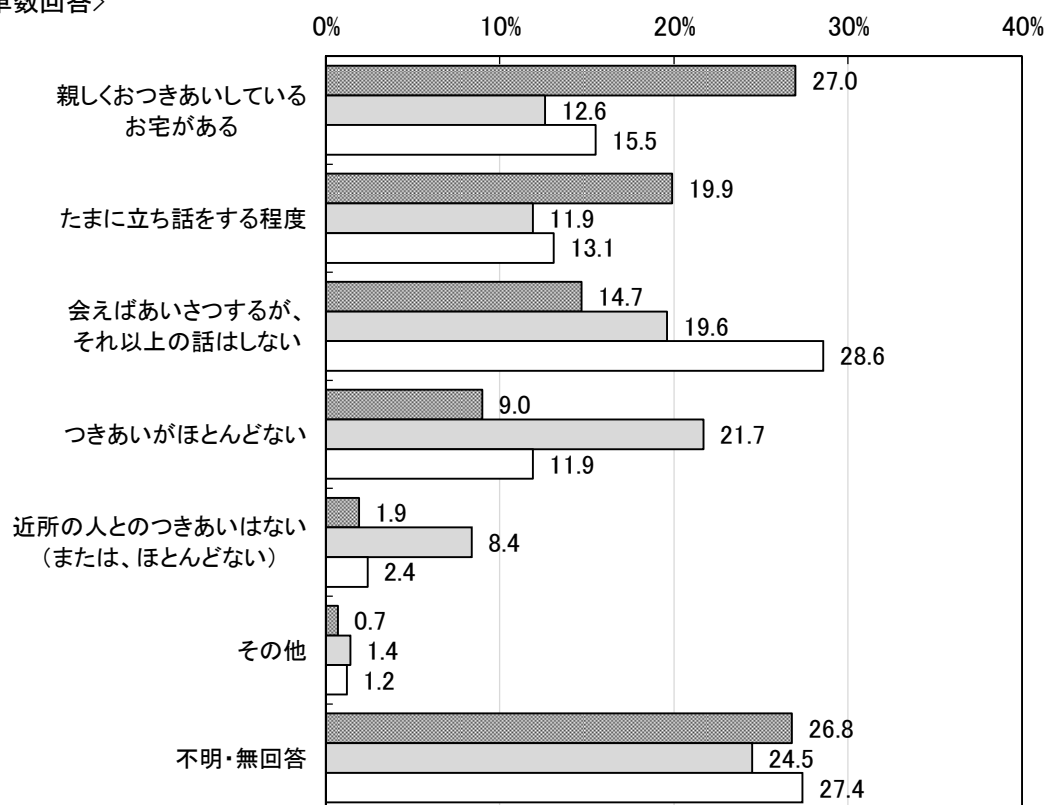
当事者アンケートにおいて、近所づきあいの様子についてたずねたところ、身体障害者手帳の所持者では「親しくおつきあいしているお宅がある」、療育手帳の所持者では「つきあいがほとんどない」、精神障害者保健福祉手帳の所持者では「会えばあいさつするが、それ以上の話はしない」の割合が高くなっていました。

地域の人たちに支えられているという実感についてたずねたところ、いずれの手帳所持者においても「支えられていると思う」と「どちらかといえば支えられていると思う」を合わせた『支えられていると思う』と回答した人の割合が高くなっていました。

障がいや障がいのある人に対する市民の理解を深めるために必要だと思うことについてたずねたところ、身体障害者手帳の所持者では「地域の行事や集まりに障がいのある人が参加しやすくなる工夫」の割合が高くなっていました。療育手帳の所持者でも「学校における福祉教育の充実」に次いで高い割合となっていました。

<近所づきあいの様子について>

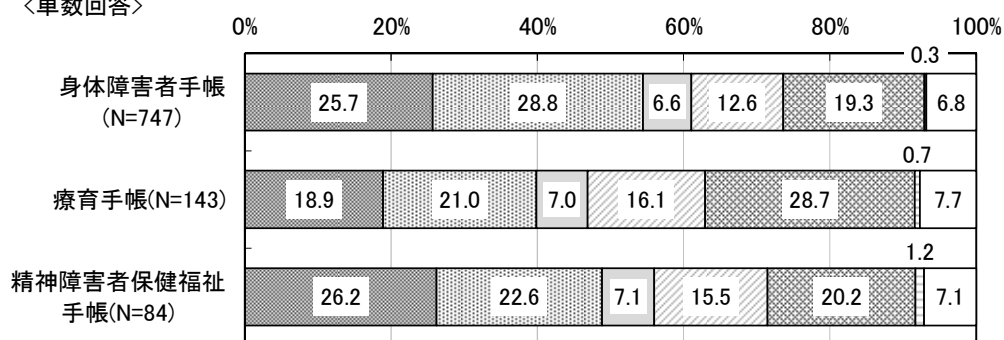
<単数回答>



■ 身体障害者手帳(N=747) ■ 療育手帳(N=143) □ 精神障害者保健福祉手帳(N=84)

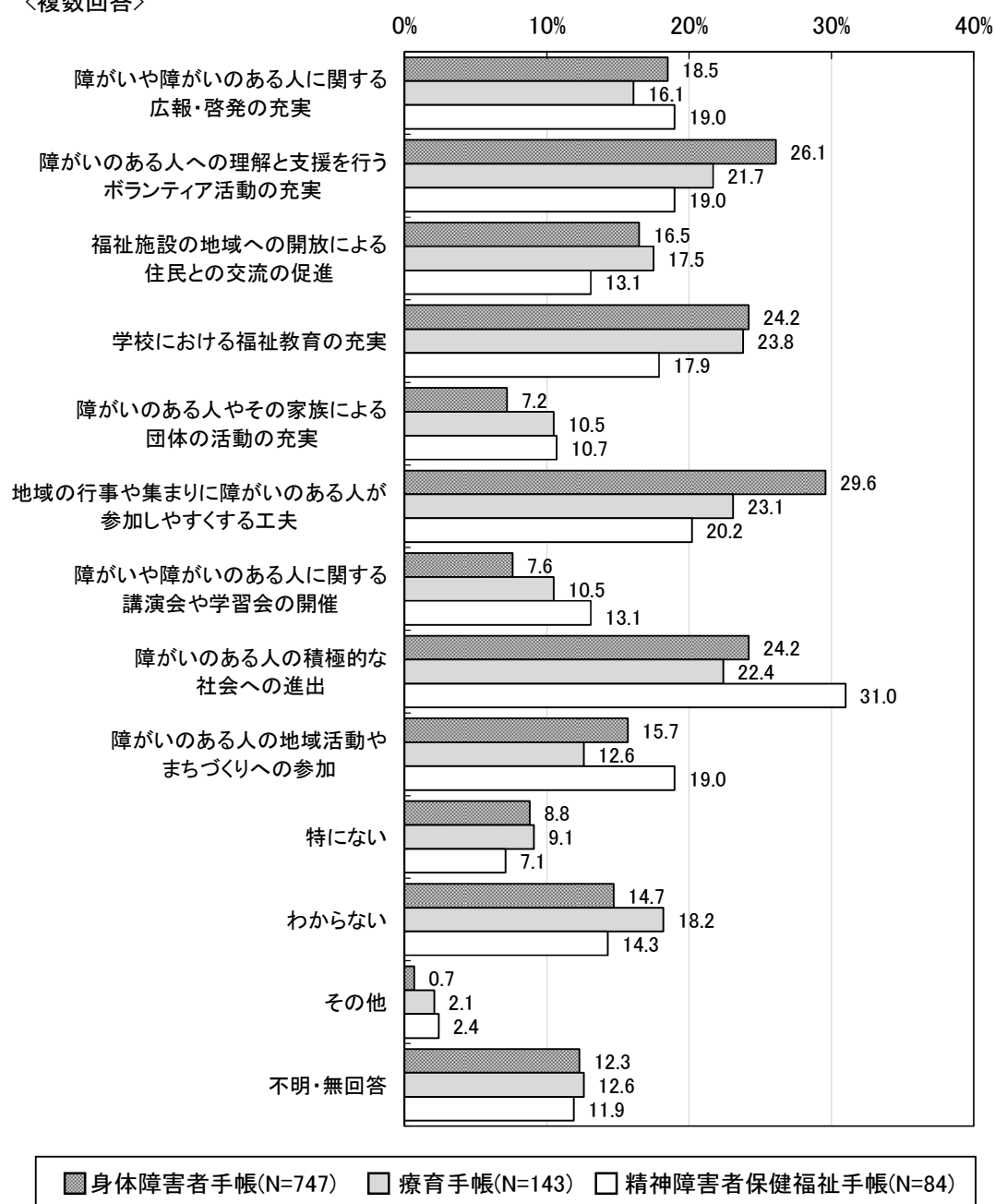
<地域の人たちに支えられているという実感について>

<単数回答>



■ 支えられていると思う ■ どちらかといえば支えられていると思う
 ■ どちらかといえば支えられていると思わない ■ 支えられているとは思わない
 ■ わからない ■ その他
 □ 不明・無回答

＜障がいや障がいのある人に対する市民の理解を深めるために必要だと思うことについて＞
 ＜複数回答＞



課題把握調査では、「地域との関わりがうすくなっているし、孤立しがち。実情が把握しにくい」や「地域で支える仕組みやシステムが少ない。地域で障がいのある人をみていこうという気持ちが少ない」などと指摘する意見とともに、「一般の人が障がいのある人に対しての気遣い、心遣いを忘れてはいけない。地域、社会、皆で支えていくという意識、理解を深めていく活動が必要だ。そのためには、一般の人と障がいのある人との交流などが必要だと思う」や「すこやか健康ふれあい福祉まつりの規模を大きくするなどしながら、もっと地域の人々に障がいのある人のことを知って理解を深めてもらえたらと思う」、「障がいのある人や子どもと接点がなければ、相手を知る機会もなく、理解することもないことが問題である。地区のイベントなどを利用して交流を深めていくことが大切だ」といった意見がありました。

また、「行事の声かけや交流の場での支援など、地域活動をはじめさまざまな社会活動に、障がいのある人が参加しやすいよう環境を整えていくことが大切だ」と指摘する意見とともに、「障がいのある人だけの社会参加ではなく、誰もが一緒に参加できる機会を増やしていくことが大事だ」や「最初から障がいのある人も活動に参加するという設定で考えていってほしい。もっと地域の行事に行ったり、呼んだりして、交流が当たり前になっていけばと思う」、「地域での夏祭りやイベントを企画し、一緒に楽しく参加出来るような活動を行なうなど、障がいのある人だけの取り組みではなく、誰もがふれあうことのできる取り組みが大切だ」などの意見がありました。

地域において孤立もしくは孤立しがちな障がいのある人やその家族を含め、障がいの有無にかかわらず、気軽に参加できる地域での行事や交流の場などの機会をつくっていくことが大切です。

○余暇活動としてのスポーツや文化活動への支援が求められている

関係団体ヒアリングでは、「平日、仕事をしている障がいのある人が、休日や夜間に利用できるレクリエーションを楽しむ場が少ない」や「知的障がいのある人で運動不足になっている人が多く見受けられるので、障がい者スポーツ用具をそろえて、障がい者支援センターはもとより、一般の地元の体育館などでも利用できるようにしてほしい」、「唐津市では障がい者運動会が年1回、開催されている。こういう障がいのある人たちの社会参加行事をもう少し増やしてほしい」との意見がありました。

障がいのある人たちの社会参加を促すために、余暇活動としてのスポーツや文化活動への支援が求められています。

○障がいのある人やその家族が組織する団体への支援が求められている

関係団体ヒアリングでは、「新会員の加入が難しい。役員のなり手がなく、存続が難しい」や「手帳交付時に新会員の入会案内を細かくやってほしい」、「会員の高齢化が進んでいる。若い人がなかなか加入してくれない。積極的に広報活動して、新規加入者を増やしたい」との意見がありました。

障がいのある人やその家族が組織する団体への支援が求められています。

○障がいのある人の社会参加を支援するボランティアの育成や活動の支援が求められている

関係団体ヒアリングでは、「障がいのある人に移動支援を一般化できるように、『ガイドヘルパー養成講座』を開き、送迎のみだけでなく、行事利用中も支援が一貫して行えるようにしてほしい」との意見がありました。

課題把握調査では、「移動支援と家族支援が大切だ。いつもいつも家族が同伴しなくてもよいように支援が必要だ」と指摘する意見とともに、「ボランティアの人たちと一緒に障がいのある人が家族抜きで参加出来るように「移動支援（送迎＋行事参加支援を含む）」を充実する必要がある」などの意見がありました。

障がいのある人の社会参加を支援するボランティアの育成や活動の支援が求められています。

施策の方向性

◇ 地域での交流の機会やスポーツ・文化活動への参加の機会を充実させ、障がいのある人の社会参加が促進される「共生社会」の実現をめざします。そのために唐津市では、

- ① 地域において、障がいのある人たちとの交流の機会を広め、理解を深めていく取り組みを支援します
- ② スポーツやレクリエーション、文化活動などを円滑に行うことができるように環境整備をすすめます
- ③ 障がいのある人やその家族の団体の活動を支援します
- ④ 障がいのある人の社会参加を支援するボランティアの育成や活動を支援します

具体的な施策

(1) 地域での交流の機会の充実

取り組み内容	所管課
障がいの有無にかかわらず、誰もが参加しやすい地域での活動や行事など、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の考え方を考慮しながら工夫し、交流できる場や機会を広げ、障がいのある人に対する理解を深める取り組みを支援します。	障がい者支援課 (社会福祉協議会)
隣近所の人たちや地域の人たち同士のかかわりを深め、お互いに支え合い、助け合うことの大切さを啓発します。	障がい者支援課

(2) スポーツ・文化活動への参加の機会の充実

取り組み内容	所管課
さまざまなスポーツ・文化活動を楽しみ、また、市が実施する行事やイベントなどに参加できるよう、施設利用にあたっての便宜および障がい者スポーツ用具の充実や支援人材の育成などに取り組み、活動の機会や参加の機会の拡大を図るとともに、生涯を通じて学習できる機会の確保に努めます。	障がい者支援課 スポーツ振興課 生涯学習文化財課 (社会福祉協議会)

(3)障がいのある人やその家族の団体の支援

取り組み内容	所管課
障がいのある人やその家族の団体が取り組む活動の情報発信を支援し、団体への新規加入者の勧誘を応援するとともに、住民や事業者などに対し、活動への理解や行事への参加を促進します。	障がい者支援課
障がいのある人やその家族の団体の主体性を尊重しながら活動を支援します。	障がい者支援課

(4)ボランティアの育成と活動の支援

取り組み内容	所管課
障がいのある人の社会参加を促すため、コミュニケーション支援や移動支援などにかかわるボランティアの育成やボランティア活動を行っている団体を関係機関と協力しながら支援します。	障がい者支援課 (社会福祉協議会)

3 生活環境の整備

■現状と課題

○建築物や公共交通機関のバリアフリー化をより一層すすめていくことが大事だ

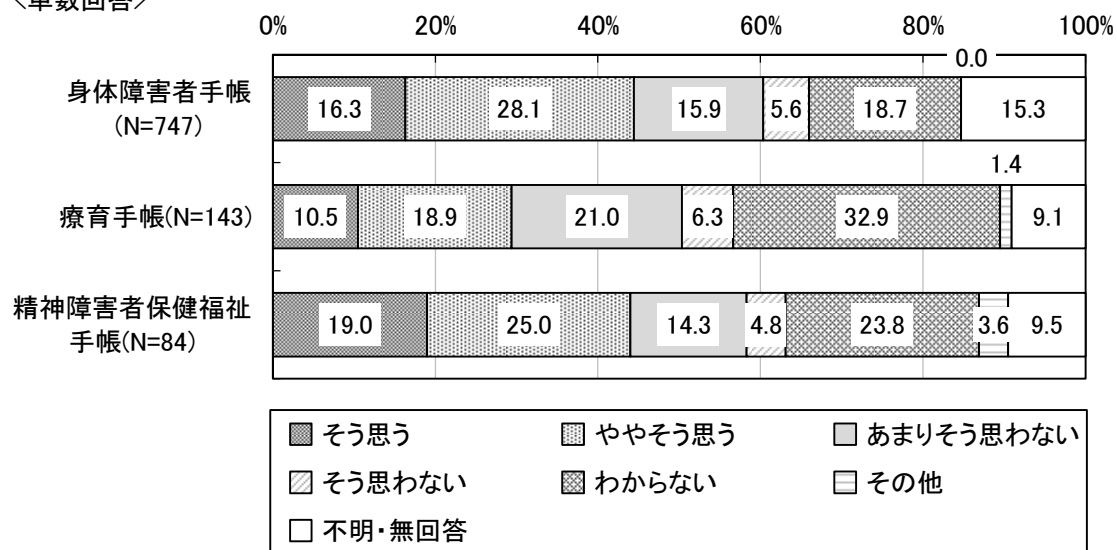
当事者アンケートでは、市内の公共施設（市役所など）が高齢者や障がいのある人などに配慮されていると思うかたずねたところ、いずれの手帳所持者においても「そう思う」と「ややそう思う」を合わせた『そう思う』と回答した人が高くなっていました。また、療育手帳の所持者では『そう思う』の割合が他と比較して低くなっていました。

民間施設についてしてみると、身体障害者手帳、もしくは精神障害者保健福祉手帳の所持者では「そう思う」と「ややそう思う」を合わせた『そう思う』の割合が高くなっていました。また、療育手帳の所持者では「あまりそう思わない」と「そう思わない」を合わせた『そう思わない』の割合が高くなっていました。

外出することを考えたとき、充実してほしいことについてたずねたところ、身体障害者手帳の所持者では「階段の手すり」、「歩道や建物、乗り物などの段差が解消されること」の割合が他と比較して高くなっていました。また、療育手帳の所持者では「自分が困っているときの周りの人の援助」、「付き添いや介助者などの人的支援」の割合が他と比較して高くなっていました。

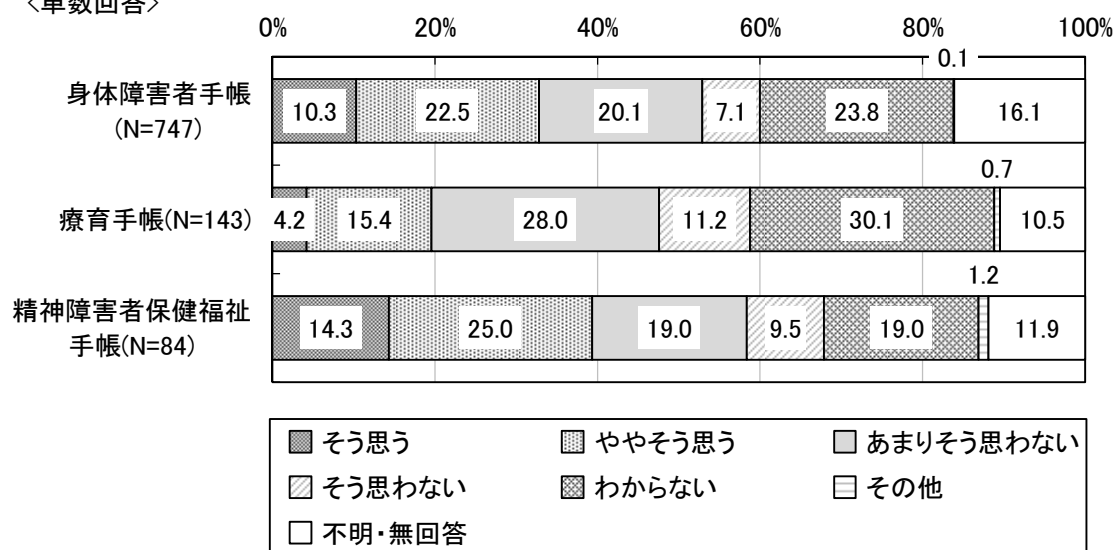
<公共施設の障がいのある人への配慮について>

<単数回答>



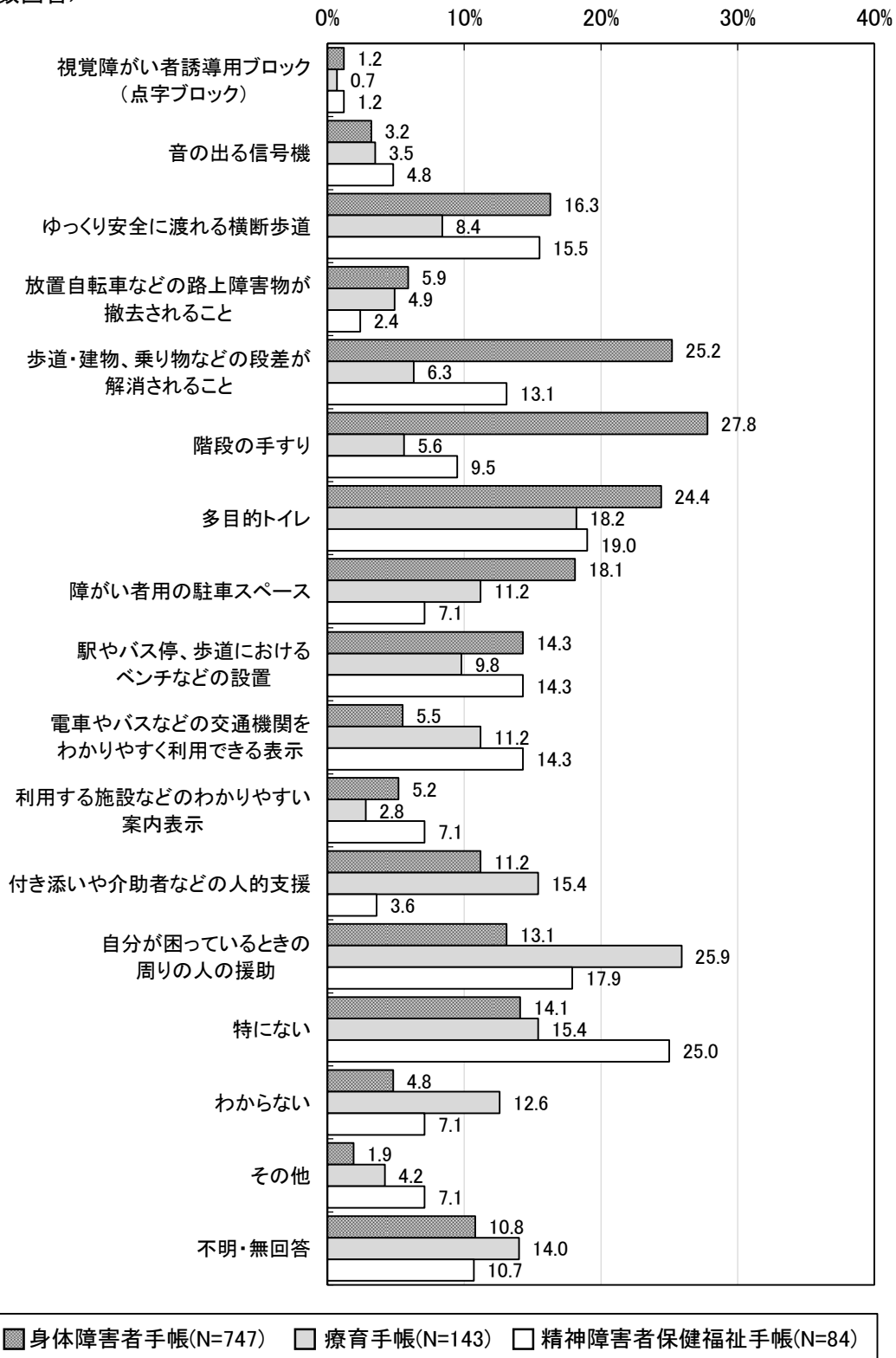
<民間施設の障がいのある人への配慮について>

<単数回答>



＜外出することを考えたとき、充実してほしいことについて＞

＜複数回答＞



関係団体ヒアリングでは、「道路の点字や白線が消えかかっているところが多く、困っている」や「オストメイト対応トイレを設備した施設が少ない」、「オストメイトの職場にオスト

メイトが排泄処理しやすいトイレ（例えば、洋式トイレでも、便座前方部が広い、または長いなど、便座を交換すれば対応できる）を採用していただきたい」、「唐津の街は障がいのある人が一人で出歩きにくい街になっている。例えば、自動車が歩道に乗り上げてあったり、自転車があちこちにおいてあったり、最近だいぶんよかったが、歩道の段差がまだ結構ある。市民の障がいのある人に対する気配りや意識がまだ低いと感じる」、「一人での外出は白杖が頼りなので、白杖で確認できる点字ブロック（黄色いブロック）をもっと増やしてほしいと思います」との意見がありました。

課題把握調査では、「バリアフリーに整備されている場所が増えているが、全体的にはまだまだ少なく困難な場所が多い」や「障がいのある人や障がいのある子どもが社会参加しやすいようなバリアフリー化がすすんでいない」などの意見がありました。

建築物や公共交通機関などについて、障がいのある人が利用することを十分に配慮し、より一層バリアフリー化をすすめていくことが大事です。

施 策 の 方 向 性

◇ 生活や活動の場が、障がいのある人にとって配慮された環境に整えられることで、社会参加が促進される「共生社会」の実現をめざします。そのために唐津市では、

- ① 公共施設などのユニバーサルデザインを促進するため、合理的配慮としてバリアフリー化をすすめます
- ② 安全に安心して生活できる住環境の整備をすすめます

具 体 的 な 施 策

（１）福祉環境整備の促進

取り組み内容	所管課
障がいのある人にとって安全で利用しやすいものとなるよう、関係機関との連携や協力を求めながら、公共施設などの建築物のユニバーサルデザインを促進するため、合理的配慮としてバリアフリー化を行い、道路交通環境や公共交通機関の利便性の向上に努めます。	施設管理所管課 障がい者支援課 道路整備課 観光課
点字誘導ブロック上に物を置かないことや身体障がい者用駐車スペースの適切な利用について、広報啓発活動を強化していくとともに、点字誘導ブロックの適切な設置や、公共施設では適切な駐車スペースの確保をすすめます。	施設管理所管課 障がい者支援課
障がいのある人の地域での活動や行事への参加を促すために、地区公民館の段差解消などのバリアフリー化を支援します。	障がい者支援課 生涯学習文化財課

(2)住宅・住環境整備の推進

取り組み内容	所管課
公営住宅の改修の際には、合理的配慮としてバリアフリー化を行います。	建築住宅課
障がいのある人の住宅の環境整備に関する相談に応じ、支援します。	障がい者支援課

4 コミュニケーションの支援

■現状と課題

○コミュニケーション支援の充実を図っていくことが大事だ

関係団体ヒアリングでは、「コミュニケーション方法がない」や「筆談をしても、言葉を理解できないときがある」、「通訳できる人が少ない」、「生活する上での大切な情報が伝わってこない。文字での表記が欲しい」、「要約筆記の認知度が低い。聴覚障がいのある人のなかでも筆談を必要とする人が統計からみても明らかに多くいるはずなのに、そういった人に派遣制度も含めて要約筆記があることが伝わっていない」との意見がありました。

障がいのある人が、可能な限り簡単に情報を手に入れたり、伝えたりすることができるよう、コミュニケーション支援の充実を図っていくことが大事です。

施策の方向性

- ◇ 情報を手に入れたり、伝えたりすることを、より簡単で便利にしていくことで、障がいのある人の社会参加が促進される「共生社会」の実現をめざします。そのために唐津市では、
- ① 情報提供のバリアフリー化をすすめます
 - ② コミュニケーション支援の充実を図ります

具 体 的 な 施 策

(1)情報提供のバリアフリー化の推進

取り組み内容	所管課
市の広報紙やインターネット、窓口などで配布する冊子やパンフレットなどについては、読み手のことに配慮し、わかりやすくなるよう工夫していくことで、障がいの有無にかかわらず、市政に関する情報を取得することができるよう、情報提供のバリアフリー化をすすめます。	全課

(2)コミュニケーション支援の充実

取り組み内容	所管課
手話通訳者や要約筆記者などの養成・派遣事業の充実を図ります。	障がい者支援課
市行政機関の窓口では、筆談などでの意思疎通を図ったり、手話通訳者が支援するテレビ電話を設置するなど、コミュニケーション支援に配慮した取り組みをすすめます。(再掲)	全課
広く市民の参加を求める講演会などでは、情報保障の観点から必要な配慮を行います。	全課
市の広報紙やインターネット、窓口などで配布する冊子やパンフレット、講演会や学習会の開催などを通じ、情報の取得や意思疎通が困難な障がいや障がいのある人に対する理解を深める機会の提供に努めます。	全課

第5章 計画の推進のために

第1節 市内ならびに関係機関との連携強化

障がいのある人や障がいのある子どもに関する施策は、保健・医療・福祉・教育・就労・生活環境など、広範囲にわたっていることから、障がい者支援課をはじめとし、幅広い分野における関係各課との連携を取りながら、総合的で効果的な計画の実施を図ります。さらに、幅広い分野における関係機関との連携を強化し、一人ひとりの障がいの特性やライフステージに応じた総合的で継続的な支援をすすめます。

第2節 国や県、近隣市町との連携強化

計画の推進にあたっては、今後の制度の改正なども重要となるため、国や県からの情報を収集しながら、制度の改正などの変化を考慮して施策を展開していきます。さらに、計画を適切に推進し、目標を達成するために、国や県の補助制度などを活用するなど、必要な財源の確保に努めるとともに、適切な利用者負担制度など、障がいのある人に対する施策の一層の充実に向けて国や県への要望を行います。

また、市内で実施のないサービスや入所施設、専門的な知識を要するケースなど、広域的な対応が望ましいものについては、近隣市町との連携や情報交換を行い、適切な対応に努めます。

第3節 さまざまな組織・団体との協働体制強化

障がいのある人やその家族の団体、地域活動や地域福祉活動を担う組織、障がい福祉サービス事業所、社会福祉協議会、保健・医療関係機関、教育関係機関、就労支援機関など、さまざまな組織・団体との協働体制の強化に取り組み、障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりの一層の推進を図ります。

第4節 広報・啓発活動の推進

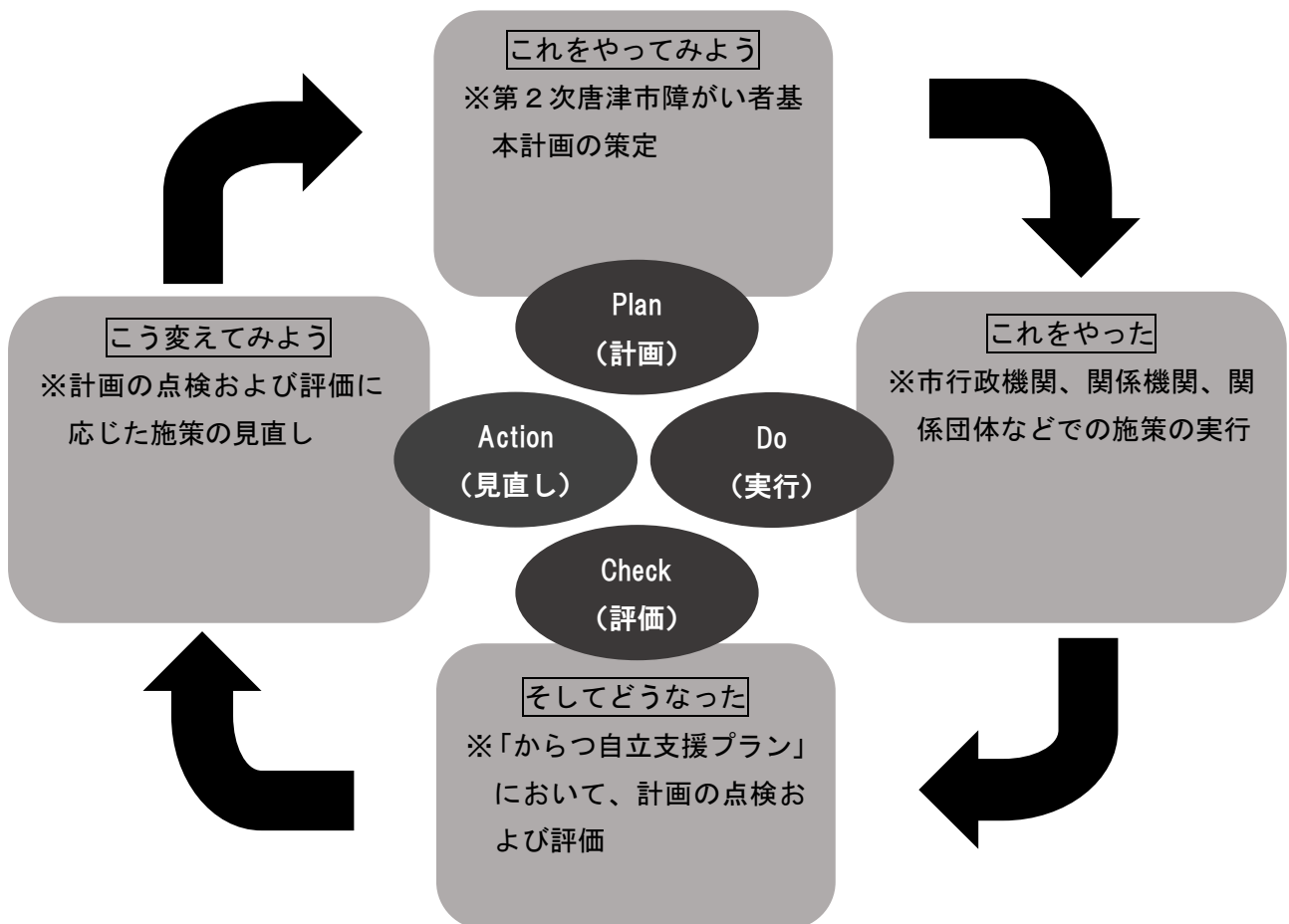
本計画に基づく施策を推進するためには、障がいのある人が受ける制限が社会のあり方との関係によって生ずるという、いわゆる「社会モデル」の概念や、一人ひとりの障がい特性や障がいのある人に対する配慮などへの住民、ひいては社会全体の理解がたいへん重要です。

行政はもとより、障がいのある人やその家族の団体、社会福祉協議会、障がい福祉サービス事業所などが連携し、さまざまな機会をとらえて啓発活動を行い、地域社会における「心のバリアフリー」の実現をすすめます。

第5節 計画の点検・評価

本計画に基づく障がい者施策を効果的で継続的に推進していくため、「第4章 取り組んでいく施策」において示した「具体的な施策」の各項目の所管課が中心となって、それぞれの施策の進捗状況を確認し、それらを障がい者支援課で取りまとめ、計画の点検および評価を行います。また、障害者総合支援法に基づく「からつ自立支援プラン」においても、点検および評価を行っていくものとします。その結果を考慮し、より適切な施策の検討と見直しを行いながら、本計画の推進を図ります。

なお、計画の点検および評価については、「PDCA サイクル」の基本的な考え方を援用しながら実施します。「PDCA サイクル」とは、計画（Plan）をたて、それを実行（Do）し、実行の結果を評価（Check）して、さらに計画の見直し（Action）を行うという一連の流れをシステムとしてすすめていく方法です。



資料編

1 唐津市障がい者基本計画策定委員会設置要領

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づく第2次唐津市障がい者基本計画（以下「計画」という。）の策定に関し、重要な事項について調査審議するため、唐津市障がい者基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について調査審議する。

- (1) 計画策定における骨子案、素案及び計画案に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画策定の推進における重要事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 市及び関係行政機関の職員
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 学識経験を有する者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、平成29年3月31日までとする。

2 委員に欠員が生じたときは、速やかに補欠委員を任命し、又は委嘱するものとする。

(会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を経理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、市長から諮問を受けたとき、又は会長が必要と認めるときに、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部障がい者支援課において処理する。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成28年10月28日から施行する。

2 唐津市障がい者基本計画策定委員会委員名簿

区 分	名 称	役職名	氏名
関係行政機関	唐津公共職業安定所	所長	原 敏郎
	唐津保健福祉事務所	所長	野中 博人
	唐津市保健福祉部	部長	香月 隆司
関係団体 (障がい者団体)	唐津市身体障害者連絡協会	副会長	○米倉 眞治
	唐津市視覚障害者福祉協会	会長	栗原 利行
	唐津聴覚障害者協会	会長	笹部 康成
	唐津市手をつなぐ育成会	会長	中島 直幸
	日本オストミー協会佐賀県支部	副支部長	古賀 吉光
関係団体 (障がい者家族会)	唐松地区精神障害者家族会 松原会	会長	佐藤 由紀子
関係団体 (保健医療関係者)	唐津東松浦医師会	管理課長	中村 浩幸
	唐津東松浦歯科医師会	会長	松尾 憲篤
関係団体 (福祉事業関係者)	唐津市ボランティア連絡協議会	副会長	坂井 由美子
	唐津市民生委員児童委員 連絡協議会	会長	吉村 博之
	唐津市社会福祉協議会	事務局長	吉田 善道
関係団体 (北部地域自立支援 協議会)	北部地域自立支援協議会 就労支援部会	部会長	小野 美保
	北部地域自立支援協議会 子ども支援部会	部会長	宮谷 伸子
	北部地域自立支援協議会 生活支援部会	副部会長	檜崎 登
学識経験を有する者	ピアカウンセラー		加世堂 久
	佐賀大学医学部准教授		◎松尾 清美

◎会長、 ○副会長

3 計画策定の経緯

開催日	委員会	内容
平成 28 年 11 月 21 日	第 1 回委員会	障がい者基本計画の策定の趣旨と方法についての説明
平成 29 年 1 月 24 日	第 2 回委員会	アンケートやヒアリングなどの調査結果の報告、計画骨子案の協議
平成 29 年 2 月 8 日	第 3 回委員会	計画素案の協議、パブリックコメントのための計画素案の承認
平成 29 年 2 月 20 日 ～ 3 月 10 日		パブリックコメント

4 調査の概要

【当事者アンケート】

調査地域 : 唐津市全域

調査対象者 : 身体障害者手帳所持者・療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者

調査期間 : 平成 28 年 11 月 22 日～12 月 5 日

調査方法 : 郵送による配布・回収

配布数 (A)	回収票数 (B)	回収率 $\frac{(B)}{(A)}$
2,000	956	47.8%

【関係団体ヒアリング】

調査対象 : 唐津市身体障害者連絡協会、唐津市視覚障害者福祉協会、唐津聴覚障害者協会、唐津市手をつなぐ育成会、日本オストミー協会佐賀県支部、唐津手話の会、唐津要約筆記の会、アイ・あいグループ、ぼちぼち会、唐津虹の会

調査期間 : 平成 28 年 11 月～12 月

調査方法 : 記述式調査票の配布・回収

【課題把握調査】

調査対象 : 唐津市所在の障がい福祉サービス事業所などに勤務する専門職

調査期間 : 平成 28 年 11 月～12 月

調査方法 : 記述式調査票の配布・回収

5 用語解説

あ行

●一般就労：

民間企業などで、労働基準法や最低賃金法に基づく雇用関係により働くこと。

●オストメイト：

癌や事故などにより消化管や尿管が損なわれたため、腹部などに排泄のための開口部（ストーマ（人工肛門・人工膀胱））を造設した人のこと。

か行

●ガイドヘルパー：

全身性障がいのある人や視覚障がいのある人、知的障がいのある人など、一人で外出するのが困難な人に対し、必要な支援や介助を行う人のこと。

●教育基本法：

日本の教育に関する根本的で基礎的な法律。教育に関するさまざまな法令の運用や解釈の基準となる性格を持つことから「教育憲法」と呼ばれることもある。平成 18 年 12 月 22 日に公布・施行された現行の教育基本法は、昭和 22 年公布・施行の教育基本法の全部を改正したものである。現行法のもとで、障がいのある人に対する教育の機会均等について、「国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない」と、新たに規定された。

●筋萎縮性側索硬化症（ALS）：

重篤な筋肉の萎縮と筋力低下をきたす神経変性疾患で、運動ニューロン病の一種。極めて進行が速く、半数ほどが発症後 3 年から 5 年で呼吸筋麻痺により死亡する（人工呼吸器の装着による延命は可能）。治癒のための有効な治療法は現在確立されていない。

●共生社会：

これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がいのある人などが、積極的に参加、貢献していくことができる社会で、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様なあり方を相互に認め合える全員参加型の社会。

●グループホーム：

障がいのある人に対して、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う施設。

●言語聴覚士（ST）：

音声機能、言語機能または聴覚に障がいのある人について、その機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査および助言、指導その他の援助を行うことを

業とするリハビリテーション専門職。

●権利擁護：

生命や財産を守り、権利が侵害された状態から救うというだけではなく、本人の生き方を尊重し、本人が自分の人生を歩めるようにするという本人の自己実現に向けた取り組みのこと。

●合理的配慮：

障害者権利条約で定義された新たな概念。障がいのある人の人権と基本的自由および実質的な機会の平等が、障がいのない人々と同様に保障されるために行われる「必要かつ適当な変更および調整」であり、障がいのある人の個別・具体的なニーズに配慮するためのもの。また、変更および調整を行う者に対して「均衡を失した、または過度の負担」を課すものではないが、障がいのある人が必要とする合理的配慮を提供しないことは差別とされる。

さ行

●災害対策基本法：

国土ならびに国民の生命、身体および財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体およびその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧および防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的で計画的な防災行政の整備および推進を図り、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする法律。

●作業療法士（OT）：

医師の指示の下に、作業療法を行なうことを業とするリハビリテーション専門職。作業療法とは、身体または精神に障がいのある人に対し、主としてその応用的動作能力または社会的適応能力の回復を図るため、手芸、工作その他の作業を行なわせることをいう。

●児童福祉法：

児童の福祉を担当する公的機関の組織や各種施設および事業に関する基本原則を定める法律で、その時々々の社会のニーズに合わせて改正を繰り返しながらも、現在まで児童福祉の基盤として位置づけられている法律。

●社会的障壁：

障がいのある人を暮らしにくく、生きにくくする社会にあるもの全部で、次のようなもの。事柄（早口で分かりにくく、あいまいな案内や説明など）、物（段差、難しい言葉、手話通訳のない講演、字幕のないテレビ番組、音のならない信号など）、制度（納得していないのに入院させられる、医療費が高くて必要な医療が受けられない、近所の友だちと一緒に学校に行くことが認められないことがあることなど）、習慣（障がいのある人が結婚式や葬式に呼ばれないこと、障がいのある人が子ども扱いされることなど）、考え方（障がいのある人は施設や病院で暮らしたほうが幸せだ、障がいのある人は施設や病院に閉じ込めるべきだ、障がいの

ある人は結婚や子育てができない)。

●社会モデル：

障がいのある人が味わう社会的不利は社会の問題だとする考え方。社会モデルでの障がいのある人とは、社会の障壁によって能力を発揮する機会を奪われた人々と考える。医学モデルが身体能力に着目するのに対し、社会モデルでは、社会の障壁に着目し、例えば、電車に乗れないという「障害」を生んでいるのは、エレベーターが設置されていないなどの社会の環境に問題があるという考え方。

●小児慢性特定疾病医療受給者証：

小児慢性特定疾病医療費助成制度の利用が認定された人に交付されるもの。小児慢性特定疾病医療費助成制度とは、児童福祉法に基づき、厚生労働大臣が定める慢性疾病にかかっている児童などで、その疾病の程度が一定程度以上である児童などの保護者に対し、医療費の一部を公費によって助成する制度。

●就労継続支援A型：

障害者総合支援法に基づく、企業などに就労することが困難な障がいのある人に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行うサービス。

●就労継続支援B型：

障害者総合支援法に基づく、通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人で、雇用契約に基づく就労が困難な人に対して、生産活動などの機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行うサービス。

●就労移行支援：

障害者総合支援法に基づく、就労を希望する 65 歳未満の障がいのある人に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行うサービス。

●手話通訳者：

手話を用いて聴覚障がいのある人と聴覚障がいのない人とのコミュニケーションの仲介・伝達などを行う人。

●障害者基本計画：

障害者基本法第 11 条第 1 項に基づき、国が障がいのある人の自立および社会参加の支援などのための施策の総合的で計画的な推進を図るために策定するもので、国が講じる障がいのある人のための施策の最も基本的な計画として位置付けられている。

●障害者基本法：

障がいのある人の自立と社会参加支援などのための施策の基本となる事項などが定められており、障がいのある人の福祉の増進を目的とした法律。障がいのある人の個人の尊厳が重

んじられること、あらゆる分野の活動への参加機会が与えられること、障がいのある人に対して障がいを理由として差別その他の権利利益を侵害する行為をしてはならないことを基本的理念とし、都道府県や市町村に障がいのある人のための基本的な施策を推進するための計画（障害者計画）の策定を義務づけている。

●障害者虐待防止法：

障がいのある人の尊厳を守り、自立や社会参加の妨げとならないよう、虐待を禁止するとともに、その予防と早期発見のための取り組みや、障がいのある人を現に養護する人（擁護者）に対して支援措置を講じることを定めた法律。正式名称は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」。

●障害者の権利に関する条約：

平成 18 年（2006 年）12 月 13 日、第 61 回国連総会本会議で採択された人権条約。「障害者権利条約」ともいう。すべての障がいのある人に対して、固有の尊厳、個人の自律（自らの選択の自由を含む）および個人の自立の尊重、非差別、完全かつ効果的な社会参加と社会の受容、人間の多様性および人間性の一部としての障がいのある人の差異の尊重および障がいのある人の受容、機会の均等、施設およびサービスの利用の可能化、男女の平等、障がいのある子どもの発達しつつある能力の尊重および障がいのある子どもの同一性保持の権利の尊重を一般原則とし、障がいを理由とするいかなる差別もなしに、すべての障がいのある人のあらゆる人権および基本的自由を完全に実施することを確保・促進することを一般的義務とする。

●障害者雇用促進法：

身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人を一定割合以上雇用することを義務づけた法律。正式名称は「障害者の雇用の促進等に関する法律」。障がいのある人の雇用機会を広げ、障がいのある人が自立できる社会を築くことを目的とする。職業リハビリテーションや在宅就業の支援など障がいのある人の雇用の促進について定めている。

●障害者雇用率（法定雇用率）：

障害者雇用促進法に定められている官公庁や事業所が雇用すべく義務づけられた障がい者雇用の割合。身体障がいのある人および知的障がいのある人について、一般労働者と同じ水準において常用労働者となり得る機会を与えることとし、常用労働者の数に対する割合（障害者雇用率）を設定、事業主などに障害者雇用率達成義務を課すことにより、それを保障するもの（平成 30 年 3 月までは、精神障がいのある人の雇用義務はないが、雇用した場合は雇用率の算定に含まれる）。

●障害者差別解消法：

国連の障害者権利条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的としている法律。正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。

●障害者自立支援法：

障がいのある人および障がいのある子どもが、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、平成 18 年 4 月に施行された法律で、それまで身体障がい、知的障がい、精神障がいのある人それぞれに提供されていた福祉サービスを一元化し、また、保護から自立に向けた支援をすることなどが規定された。後に障害者総合支援法に改正された。

●障害者総合支援法：

障がいのある人および障がいのある子どもが自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障がいのある人および障がいのある子どもの福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律。正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。旧法律名は障害者自立支援法。

●障害者優先調達推進法：

障がい者就労施設で就労する障がいのある人や在宅で就業する障がいのある人の経済面の自立をすすめるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公機関が、物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設などから優先的・積極的に購入することを推進するために制定された法律。正式名称は「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」。

●障がい福祉サービス：

障がいのある人の個々の障がいの程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住などの状況）を考慮し、個別に支給決定が行われる障害者総合支援法で規定するサービス。介護の支援を受ける場合は「介護給付」、訓練などの支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられる。

●ジョブコーチ：

障がいのある人の就労に当たり、できることとできないことを事業所に伝達するなど、障がいのある人が円滑に就労できるように、職場内外の支援環境を整える専門職。

●自立支援医療：

心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度で、障害者総合支援法で規定される。

●身体障害者手帳：

身体障がいのある人が身体障害者福祉法に定める障がいに該当すると認められた場合に交付されるもの。身体障害者手帳の等級は重度から 1 級～6 級に区分されているが、さらに障がいにより視覚、聴覚、音声・言語、肢体不自由、内部（呼吸器や心臓、腎臓、膀胱または直腸、小腸、免疫機能）などに分けられる。

●精神障害者保健福祉手帳：

精神障がいのある人の自立と社会参加の促進を図ることを目的とし交付される手帳。障がいの程度により、1級、2級、3級とされている。市町村が窓口であり、2年ごとに精神障がいの状態について都道府県知事の認可を受けなければならない。

●成年後見制度：

知的障がい、精神障がい、認知症などにより、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結などを代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度。

た行

●地域活動支援センター：

障害者総合支援法に基づく、障がいのある人が通い、地域の実情に応じて、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの機会を提供するなど、障がいのある人の日中の活動をサポートする場。

●特定医療費（指定難病）受給者証：

難病医療費助成制度の利用が認定された人に交付されるもの。難病医療費助成制度とは、難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、厚生労働省が指定した指定難病にかかっている人に対し、医療費の一部を公費によって助成する制度。

●特別支援学級：

障がいがあることにより、通常の学級における指導だけではその能力を十分に伸ばすことが困難な子どもたちについて、一人ひとりの障がいの種類や程度などに応じ、特別な配慮の下に、適切な教育が行われている小学校、中学校の学級。

●特別支援学校：

障がいがあることにより、通常の学級における指導だけではその能力を十分に伸ばすことが困難な子どもたちについて、一人ひとりの障がいの種類や程度などに応じ、特別な配慮の下に、適切な教育が行われている学校。

●特別支援教育：

障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うこと。

な行

●難病：

医学的に明確に定義された病気の名称ではなく、いわゆる「不治の病」に対して社会通念として用いられてきた言葉。そのため、難病であるか否かは、その時代の医療水準や社会事情によって変化することになる。昭和47年の難病対策要綱において、難病は、(1)原因不明、

治療方針未確定であり、かつ、後遺症を残す恐れが少なくない疾病、(2)経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病と定義されている。また、「難病の患者に対する医療等に関する法律」では、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものとされている。

●難病相談支援センター：

難病の患者の療養生活に関する各般の問題につき、難病の患者およびその家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供および助言などを行い、難病の患者の療養生活の質の維持向上を支援することを目的に都道府県が設置する機関。「難病の患者に対する医療等に関する法律」において法定化されている。

●難病の患者に対する医療等に関する法律：

難病の患者に対する医療その他難病に関する施策に関し、必要な事項を定めることにより、難病の患者に対する良質で適切な医療の確保および難病の患者の療養生活の質の維持向上を図り、もって国民保健の向上を図ることを目的とする法律。

●日常生活自立支援事業：

認知症の高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人などで、判断能力が不十分なため、日常生活に困っている人が安心して自立した地域生活が送れるよう、相談、福祉サービスの利用援助および日常的な金銭管理などを行う事業で、社会福祉協議会が実施している。契約締結後、生活支援員が生活支援計画に基づき、定期的な支援を行う。

●日常生活用具：

障がいのある人などが安全で容易に使用できるもので、実用性が認められるもの、障がいのある人などの日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、かつ、社会参加を促進すると認められる用具。

●ノーマライゼーション：

1960年代に北欧諸国から始まった社会福祉をめぐる社会理念の一つで、障がいのある人も、そうではない人と同様の生活ができるように支援するべき、という考え方である。また、そこから発展して、障がいのある人とそうではない人とは、お互いが特別に区別されことなく、社会生活をともにするのが正常なことであり、本来の望ましい姿、もしくは通常の社会であるとする考え方としても使われることがある。また、それに向けた運動や施策なども含まれる。

は行

●媒体：

一方から他方へ伝えるためのなかだちとなるもの。伝達などの手段。

●パーキンソン病：

進行性の神経変性疾患。主に、手足がふるえる（振戦）、動きが遅くなる（無動）、筋肉が硬くなる（固縮）、体のバランスが悪くなる（姿勢反射障害）、といった症状がみられる。これらによって、顔の表情の乏しさ、小声、小書字、屈曲姿勢、小股・突進歩行など、いわゆるパーキンソン症状といわれる運動症状が生じる。

●発達障がい：

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）その他これに類する脳機能障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するもの。

●発達障害者支援法：

長年にわたって福祉の谷間で取り残されていた発達障がいのある人の定義と社会福祉の制度における位置づけを確立し、発達障がいのある人の福祉的援助に道を開くため、発達障がいの早期発見、発達支援を行うことに関する国および地方公共団体の責務、発達障がいのある人の自立および社会参加に資する支援初めて明文化した法律。

●パブリックコメント：

（国民・住民・市民など）公衆の意見。特に「パブリックコメント手続」における意見公募に対し寄せられた意見を指す。意見公募の手続そのものを指す言葉としても用いられる。パブコメと略されることもある。パブリックコメント手続（制度）とは、行政が政策、制度などを決定する際に、公衆（国民、都道府県民、市町村民など）の意見を聞いて、それを考慮しながら最終決定を行う仕組み。

●バリアフリー：

障がいのある人が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去するという意味。段差などの物理的障壁の除去をいうことが多いが、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

●バリアフリー法：

高齢者や障がいのある人の自立した日常生活および社会生活を確保することの重要性にかんがみ、公共交通機関の旅客施設および車両など、道路、路外駐車場、公園施設ならびに建築物の構造および設備を改善するための措置その他の措置を講じることにより、高齢者や障がいのある人などの移動上および施設の利用上の利便性や安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とした法律。正式名称は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」。

●避難行動要支援者：

高齢者、障がいのある人、乳幼児などの防災施策において特に配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難などに特に支援を要する人。

●福祉サービス事業所：

福祉サービスを提供する事業所。公的な福祉サービスとは、税金や保険料により支えられているサービスで、福祉や介護のための法令（社会福祉法や障害者総合支援法、介護保険法、児童福祉法など）によって、サービスを提供する事業所などの従事者や設備、サービス運営体制などが規定されている。また、福祉サービスには、ボランティア団体や住民組織などによる地域における助け合い活動なども含まれる。

●福祉的就労：

企業などに就職することが困難な障がいのある人が、障がいのある人を支援する施設や事業所などにおいて生産活動を行うこと。

●放課後等デイサービス：

児童福祉法に基づく、学校通学中の障がいのある子どもが、放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練などを継続的に提供することにより、学校教育と相まって、障がいのある子どもの自立を促進するとともに、放課後などの居場所づくりを行うサービス。

●補装具：

身体障がいのある人などが装着することにより、失われた身体の一部、あるいは機能を補完するものの総称。具体的には、義肢（義手・義足）・装具・車椅子が有名。肢装具・杖・義眼・補聴器も補装具にあたる。

や行

●ユニバーサルデザイン：

バリアフリーが、障がいによりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、文化・国籍・言語にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう、都市や生活環境、施設設備や製品などをデザインする考え方。

●要約筆記者：

要約筆記を行う人。話し手の内容をつかみ、それを文字にして伝える聴覚障がいのある人のためのコミュニケーションの保障を要約筆記といい、手話通訳と同じように福祉サービスとして行われる。

ら行

●理学療法士（PT）：

医師の指示の下に、理学療法を行なうことを業とするリハビリテーション専門職。理学療法とは、身体に障がいのある人に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行なわせ、および電気刺激、マツサージ、温熱その他の物理的手段を加えることをいう。

●リハビリテーション：

心身に障がいのある人の人間的復権を理念として、その人のもつ能力を最大限に発揮して自立を促すために行われる専門的技術。医学的、心理的、職業的、社会的な分野のリハビリテーションがある。

●療育：

障がいのある乳幼児や児童に対して、障がいを軽減、改善し、発達を促していくために、医療、訓練、保育、教育などを組織的に行うこと。

●療育手帳：

児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された人に対して交付される手帳。交付により知的障がいのある人に対する一貫した指導、相談を行うとともに各種の援護措置を受けやすくすることを目的としている。障がいの程度は、A判定が重度、B判定が中度・軽度となっている。

発行 唐津市 障がい者支援課

〒847-0016 唐津市東城内1番3号

電 話 0955-72-9150

FAX 0955-74-5628

E-mail shougai-shien@city.karatsu.lg.jp

